

平成27年

双葉町議会会議録

第3回定例会

9月10日開会～9月17日閉会

双葉町議会

平成 27 年第 3 回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (9 月 10 日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
委員長報告	5
行政報告	9
議案第 56 号から諮問第 2 号までの一括上程	12
議案第 56 号から諮問第 2 号までの提案理由の説明	12
監査報告	16
散 会	17

第 2 日 (9 月 11 日)

議事日程	19
出席議員	20
欠席議員	20
地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名	20
職務のため議場に出席した者の職氏名	20
開 議	21
発言の訂正	21

議事日程の報告	2 1
一般質問	2 1
羽山君子君	2 1
菅野博紀君	2 6
岩本久人君	3 7
散 会	4 4

第 7 日 (9月16日)

議事日程	4 5
出席議員	4 6
欠席議員	4 6
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	4 6
開 議	4 7
議事日程の報告	4 7
議案第56号の質疑、討論、採決	4 7
議案第57号の質疑、討論、採決	4 7
議案第58号の質疑、討論、採決	4 8
議案第59号の質疑、討論、採決	5 4
発言の取り消し	5 5
議案第60号の質疑、討論、採決	6 2
議案第61号の質疑、討論、採決	6 3
議案第62号の質疑、討論、採決	6 4
議案第63号の質疑、討論、採決	6 5
散 会	6 7

第 8 日 (9月17日)

議事日程	6 9
出席議員	7 0
欠席議員	7 0
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	7 0
職務のため議場に出席した者の職氏名	7 0
開 議	7 1

議事日程の報告	7 1
議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	7 1
発言の取り消し	7 6
議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	7 6
議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	7 8
議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	7 9
議案第 6 8 号の質疑、討論、採決	8 0
議案第 6 9 号の質疑、討論、採決	8 1
議案第 7 0 号の質疑、討論、採決	8 3
議案第 7 1 号の質疑、討論、採決	8 5
諮問第 2 号の質疑、討論、採決	8 5
常任委員会の閉会中の所管事務調査について	8 6
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	8 6
議員派遣について	8 7
閉 会	8 7

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

27 双葉町告示第13号

平成27年第3回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年8月21日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成27年9月10日（木）
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（８名）

1 番 羽 山 君 子 君
3 番 高 萩 文 孝 君
5 番 清 川 泰 弘 君
7 番 岩 本 久 人 君

2 番 白 岩 寿 夫 君
4 番 菅 野 博 紀 君
6 番 谷津田 光 治 君
8 番 佐々木 清 一 君

○不応招議員（なし）

平成 2 7 年第 3 回双葉町議会定例会議事日程（第 1 号）

平成 2 7 年 9 月 1 0 日（木曜日）午前 1 0 時開会

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第 4 委員長報告 総務教育常任委員会報告（総務教育常任委員長）
産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 議案第 5 6 号 双葉町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5 7 号 双葉町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5 8 号 町道路線の認定について
- 日程第 9 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度双葉町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 6 3 号 平成 2 7 年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第 15 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 16 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第 17 議案第 6 7 号 平成 2 6 年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第 18 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第 19 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 20 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 21 議案第 7 1 号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第 22 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

散 会

○出席議員（８名）

1 番	羽 山 君 子 君	2 番	白 岩 寿 夫 君
3 番	高 萩 文 孝 君	4 番	菅 野 博 紀 君
5 番	清 川 泰 弘 君	6 番	谷津田 光 治 君
7 番	岩 本 久 人 君	8 番	佐々木 清 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	半 澤 浩 司 君
教 育 長	半 谷 淳 君
総 括 参 事	武 内 裕 美 君
秘書広報課長	志 賀 公 夫 君
総 務 課 長	舶 来 丈 夫 君
復興推進課長	平 岩 邦 弘 君
税 務 課 長	井 戸 川 陽 一 君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局 長 兼 コミュニティ センター 所 長	猪 狩 浩 君
住民生活課長	松 本 信 英 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋 本 仁 君
生活支援課長	志 賀 睦 君
教育総務課長	今 泉 祐 一 君
会 計 管 理 者	山 本 一 弥 君
代表監査委員	五 十 嵐 一 雄 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 下 正 夫
書 記	大 浦 寿 子

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、1番、羽山君子君、2番、白岩寿夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月4日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から9月17日までの8日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から17日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、委員長報告を行います。

初めに、総務教育常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

総務教育常任委員長、菅野博紀君。

（総務教育常任委員長 菅野博紀君登壇）

○総務教育常任委員長（菅野博紀君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の閉会中の調査の報告を行います。

平成27年9月4日、双葉町議長、佐々木清一様、総務教育常任委員会委員長、菅野博紀。

委員会調査報告書。本委員会は、閉会中の所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件名。（1）、町有財産に係る賠償状況調査について、（2）、その他。

2、調査の経過。実施回数、2回。日時、平成27年7月28日（火）午後1時20分から午後2時21分。出席委員、菅野博紀、白岩寿夫、佐々木清一。欠席委員、谷津田光治。日時、平成27年9月4日（金）午前10時45分から午前11時55分。出席委員、菅野博紀、白岩寿夫、谷津田光治、佐々木清一。欠席委員、なし。場所、双葉町役場いわき事務所。説明員、舶来丈夫総務課長、関一総務課総括主任主査兼管財係長、相川允孝総務課副主査。

3、調査の内容。町有財産に係る賠償状況調査についてであります。7月28日及び9月4日の2回にわたり調査を実施しました。

町有財産に係る賠償については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に加え、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故で避難を強いられ、以来、町有財産の使用や管理等が全く手つかずの状況であり、町の所有する財産は法的に保護され、財産に被害を生じれば賠償の手続きができ、また、事故後、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針においても賠償の対象とされており、損害賠償請求書を平成24年3月8日に東京電力株式会社に提出しているとのことである。

請求内容については、不動産（土地・建物）合わせて192億5,335万6,353円となっているが、この請求に対しての明確な回答が示されておらず、請求以降、毎年東京電力に対して回答を求めているが、思うような回答が得られていないことから、議会からの意見・要望にあわせ、町としても町有財産の具体的な賠償範囲や開始時期について説明を求めたが、依然として納得する明確な回答が示されていないとのことである。

以上、町有財産に係る賠償状況については、請求書を提出してから4年以上経過しているが、いまだに賠償に至っていない状況である。

請求している財産の中には、事業を起こす目的で以前に土地を取得したが、いまだに事業を起こすことができずに未登記となっている土地、その未登記地が中間貯蔵施設予定地内にもあるとのこと、委員から今後賠償で問題が生じる可能性があるとして、その対策としてさまざまな意見が出された。非常に難しいことではあるが、このまま未登記の状態で置くことは、問題発生要因の一つになるので、

委員の意見を踏まえ町として何らかの対策を講ずるべきである。

また、未登記の土地であっても町有財産であることから、適正な管理と対策を講じ問題が生じないように努めるべきであり、引き続き賠償の明確な回答を引き出す努力を、今後も東京電力に対して強く求めていくべきである。

以上、概要を申し述べ、報告といたします。

○議長（佐々木清一君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、高萩文孝君。

（産業厚生常任委員長　高萩文孝君登壇）

○産業厚生常任委員長（高萩文孝君）　おはようございます。産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

平成27年8月28日、双葉町議会議長、佐々木清一様、産業厚生常任委員会委員長、高萩文孝。

委員会調査報告書。本委員会は、閉会中の所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件名。（1）、双葉町公共施設等の調査について、（2）、その他。

2、調査の経過。実施回数、2回。日時、平成27年7月13日（月）午後1時24分から午後2時55分。平成27年8月6日（木）午前10時50分から午後1時50分。場所、双葉町役場いわき事務所及び双葉町内。出席委員、高萩文孝、羽山君子、清川泰弘、岩本久人。欠席委員、なし。説明員、猪狩浩産業建設課長、渡邊啓晃産業建設課主幹兼復旧復興係長、関根浩二産業建設課長補佐兼建設係長。

3、調査の内容。双葉町公共施設等の調査についてであります。7月13日及び8月6日の2回にわたり調査を実施いたしました。

7月13日は双葉町役場いわき事務所において、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における町内の町道及び橋梁の被災状況について担当課から資料をもとに説明を受けました。

まず、橋梁については25カ所が被災を受け、特に森合橋については、大津波により橋が流され通行ができない状況であり、町民の一時帰宅や町復興計画にあわせ、災害復旧申請のため、平成26年度に予備設計委託を実施し国の災害復旧事業に採択され、今年度に詳細設計を実施するとのことでした。

また、常磐線にかかる深谷跨線人道橋については、地震により一部上部工が橋脚の橋受けから外れ、いつ落下するか危険な状態で、JR東日本水戸支社より今後常磐線の復旧に支障があることから何らかの対応を求められているため、町としても落下の危険性があると判断しており、修繕復旧を考えているとのことでした。

他の橋梁の被災状況については、地震により橋梁の取付部分の沈下等が大部分であり、震災後、町民の一時帰宅に支障が出ないよう碎石等により補修を行っているとのことでした。また、一部の橋梁で外れや橋台のクラック等が見受けられ、通行どめによる安全対策を行っている箇所もあるとのことでした。

次に、町道の被災状況についてであります。林道を除く69路線で被災を受けたとのことあります。全ての路線で地震により舗装のクラックや路面の陥没、一部のり面の崩落による路肩の崩れなどの被害があるとのことでした。震災直後は放射線量等の影響により、被災箇所の修繕は難しい状況であったが、住民の一時帰宅にも支障が出るとのことで、地元業者に委託し、住民の一時帰宅に支障が出ないように修繕を行ったとのことでした。また、一部の路線で路肩の崩落により被災を受けている箇所があるが、現時点で補修が難しいとのことで、片側通行を行っているところもあるとのことでした。

8月6日には、7月13日で説明を受けた深谷跨線人道橋、森合橋を中心に担当課が同行し調査を実施しました。また、今実施している両竹、浜野地区の本格除染、他市町村からの汚染土壌等の試験輸送路及び中間貯蔵施設予定地内保管場、さらに復興インターチェンジ予定地もあわせて調査及び視察を実施しました。

深谷跨線人道橋については、説明を受けたとおり、跨線橋の落下の危険性、森合橋については、両竹と中野両地区の交通要所道路として、さらに復興の拠点として、及び住民に一時帰宅に大きな支障があるとのことでありました。また、両竹、浜野地区の本格除染については、現在両竹地区の家屋除染を行っており、随時農地等の除染を行っていくとのことでありました。

次に、寺沢地区に予定されている復興インターチェンジについては、さきに計画のあった緊急開口部予定地から新常磐交通の寺沢地内バス停付近で、県道井手・長塚線に接続するとのことでありました。

続いて、汚染土壌の試験輸送搬入路として使用する国道288号線の視察を実施し、道路の除染も行っており、また一部路肩の崩落により片側交互通行になっていた被災箇所が、国で補修を行い通行が可能な状況になっていた。また、中間貯蔵施設予定地内保管場については、輸送車と敷地内輸送車を別々とし、敷地内で輸送車や袋詰めにされた汚染土壌の線量測定後に積みかえを実施し、保管場所へ運搬を行い保管しており、周辺の線量を毎日測定しているとの説明がありました。

以上、2回にわたり調査を実施しましたが、避難指示解除準備区域については、復興に向けた道路や本格除染が開始されているが、帰還困難区域については、依然として手つかずの状況であり、町の復旧復興のための重要な道路網であるので、今後も定期的に調査を実施し、一時帰宅の住民の安全安心のためにも、道路等の維持管理に努めるべきとの委員の一致した意見でありました。

以上、概要を述べ、報告いたします。

○議長（佐々木清一君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、谷津田光治君。

○6 番（谷津田光治君） 道路、橋梁、それから汚染土壌の搬送路、これ等を調査したとのことでしたが、前田橋については報告ありませんけれども、これは老朽橋であって、汚染土壌の搬送路としても使用するというような説明を受けたという記憶があります。これらについて一つ委員長にお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 3 番、産業厚生常任委員長、高萩文孝君。

○産業厚生常任委員長（高萩文孝君） 前田橋についてでございますが、書面では一応説明は受けておりますが、現場等はちょっと視察のスケジュール等もございまして確認はしていない状況でございます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6 番、谷津田光治君。

○6 番（谷津田光治君） これは大変重要な橋梁であって、以前我々も新しく作りかえるというような説明が議会であったと記憶しております。計画段階、調査段階であったとは思いますが、いずれにしろ老朽橋には違いないと思います。全くこれ汚染土壌の搬入路にかかっている橋梁ですから、これらも重点的に調査していただければ大変よかったかなというふうに思いますので、これから先、そういう機会、計画が立てられるのかどうかを一つお聞きしておきます。

○議長（佐々木清一君） 3 番、産業厚生常任委員長、高萩文孝君。

○産業厚生常任委員長（高萩文孝君） 報告書にもございますが、ちょっと最後のほうになりますが、「町の復旧復興のための重要な道路網であるので、今後も定期的に調査を実施し、一時帰宅の住民の安全安心のためにも、道路等の維持管理に努めるべき」という委員の一致した意見でありますので、今後ともそういう観点で継続的にやっていきたいとは考えております。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第 5、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。

平成27年第 3 回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

6月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

7月1日、町民同士のコミュニティの維持確保を図ることを目的として、町民交流施設「ふたば一く」をいわき市錦町に開所いたしました。

7月12日は、広野町で双葉郡スポーツ交流大会が開催されました。双葉町からは野球とバレーボール競技に出場し、バレーボールが見事優勝をなし遂げられました。選手の皆さんの全力プレーに大変勇気づけられたところであります。

7月25日から27日は、国指定重要無形文化財「相馬野馬追」が南相馬市の雲雀ヶ原祭場地において盛大に開催されました。本町からも6騎の騎馬武者が標葉郷から出陣し、武者行列、甲冑競馬、神旗争奪戦などで赫々たる武勲を上げられました。

8月1日、2日には、スパリゾートハワイアンズで、将来の双葉町を担う小・中・高校生の再会の機会と、児童生徒同士のつながりと心の交流、きずなの維持発展を目的に「集まれ！ふたばっ子2015」を開催しました。多数の児童生徒が参加され、双葉町出身の箏演奏者、大川義秋さんのコンサートや、山田のじゃんがら念仏踊りの披露と体験コーナー、双葉町についての語り合い、山本シュウさんの講演会などが行われ、参加された方々は楽しい交流の時間を過ごされておりました。

8月2日には、県民スポーツ相双地域大会が南相馬市で開催されました。双葉町からは壮年ソフトボールと9人制女子バレーボール競技に参加し、9人制バレーボールが第3位となる優秀な成績を残されました。

8月11日には、友好町の京都府京丹波町スポーツ少年団と双葉町立学校の中学生との交流事業を行いました。町立学校仮設体育館でのスポーツ交流後、南台仮設住宅集会所で、町民の皆さんを交えて、京丹波町から持参していただいたジャガイモを使ったカレーライスで昼食をとりながら交流を深めました。京丹波町の皆さんには、東日本大震災及び原子力発電所事故以来、多方面でご支援をいただいております、感謝申し上げます。

8月25日には、双葉町立幼稚園、小・中学校の2学期が始まりました。2学期からは、幼稚園児1名、小学生が2名ふえ、現在幼稚園、小・中学校の園児児童生徒数は21名となっております。

帰還困難区域への自家用車による住民の一時帰宅の本年4月から8月末日までの実績数は、1,936世帯、4,578名となっております。また、バスによる住民一時帰宅は、延べ8日間で73世帯102名となっております。町では、一時帰宅者の安全確保等のため、安全パトロール等を強化し、町道等での倒木の撤去や危険箇所の補修、除草などに努めております。

ホールボディーカウンターによる内部被曝検査の今年度の8月末までの受検者数は、177名となっております。9月中旬からは、福島県所有の車載型ホールボディーカウンターによる検査を応急仮設住宅等において実施することとしており、町民の皆さんが受検しやすい環境づくりを進めてまいります。

町の復興に向けた取り組みにつきましては、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」の施策の具現

化に向けた意見等を求めるため、双葉町民の皆さんを主体とする双葉町復興町民委員会を設置いたしました。今回の委員会は、テーマごとに具体的な議論を行うため、高齢者等福祉部会、町民コミュニティ部会、復興産業等拠点部会の3つの部会を設置するとともに、復興産業等拠点部会に新産業創出分科会を設けて、再生可能エネルギーや農業再生に特化した議論を行うこととしております。

7月30日に第1回委員会を開催した後、これまで高齢者等福祉部会を2回、町民コミュニティ部会、復興産業等拠点部会、新産業創出分科会を各1回開催いたしました。各部会とも全体で5回程度ワークショップ形式での議論を行い、部会ごとの検討課題や解決策等として出された意見を本委員会に報告していただき、本委員会において議論の上、提言書をまとめていただくこととしております。

この提言書については、双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画書、双葉町内復興拠点基本構想、再生可能エネルギー活用推進計画に反映させ、議会の皆さんとも協議させていただき、来年3月までに各計画を策定していく考えであります。

復興公営住宅への双葉町民の入居決定状況につきましては、平成27年8月末現在で109戸、178人となっております。

双葉町外拠点となるいわき市勿来酒井の復興公営住宅につきましては、現在設計が行われており、今年度中に造成工事が開始される予定となっております。今後、平成29年度後期までの完成を目指して整備が進められることとなりますが、引き続き県に対して早期整備を強く求めてまいります。

原子力損害賠償につきましては、7月17日に東京電力に対して、東京電力の原子力損害賠償に係るさまざまな意見、要望等を町議会とともに提出いたしました。これを受けて8月28日に、東京電力から町及び町議会に回答がありましたが、町としても全体的に十分な説明内容ではなかったと考えております。

一方で、これまで平成29年5月までとされていた家賃に係る賠償については、いわき市内に計画された復興公営住宅の整備が平成29年度後期までずれ込むことや、町としても仮設住宅等の供与期間との整合を図るべきと要求していたことに対して、東京電力は、6月12日に閣議決定された「原子力災害からの福島県復興の加速に向けて（改訂）」の趣旨も踏まえ、賠償対象期間を平成30年3月までとしたところです。

今後も、町民の思いを受けとめ、被害の実態に見合った迅速かつ確実な損害賠償の実現を国及び東京電力に対して強く求めてまいります。

また、仮払金から本賠償請求を行っていない方については、本年1月末現在での137人に対して、本年7月末現在で85人と、この間で52人減少しましたが、依然として未請求の方がおりますので、引き続き未請求者の皆さんに対し周知を進めてまいります。

中間貯蔵施設につきましては、本年3月の双葉町内分から町内の保管場への試験輸送が始まっております。また、国からは、8月31日現在で町内の地権者の契約が5件成立したとの報告を受けております。今後も、地権者及び町民に寄り添った対応をするよう国に強く求めてまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。条例の一部改正が2件、町道路線の認定が1件、平成27年度補正予算（案）が5件、平成26年度決算の認定が7件、委員の任命が1件、諮問が1件、合わせて17件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎議案第56号から諮問第2号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第56号から日程第22、諮問第2号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から諮問第2号までを一括上程いたします。

◎議案第56号から諮問第2号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第56号から諮問第2号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第56号 双葉町個人情報保護条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、町が保有する特定個人情報について適正な取り扱いを確保するとともに、利用及び提供の制限、利用停止等を実施するために必要な措置を講じるため改正するものであります。

議案第57号 双葉町手数料徴収条例の一部改正についてであります。これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う改正であります。主な改正内容は、通知カード及び個人番号カードの再交付の事務に係る手数料を定めるほか、住民基本台帳法が一部改正され、住民基本台帳カードが廃止されることに伴う所要の措置を講じるため改正するものであります。

議案第58号 町道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定に基づき、大字寺沢地内の1路線を町道として認定するものであります。路線名は「双葉インター線」で、常磐自動車道追加インターチェンジ設置整備による連結道路として、県道井手・長塚線を起点に、常磐自動車道本線を終点とする延長1,521.1メートルの道路整備を図るため、新たに町道として認定するものであります。

議案第59号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ10億8,749万円を追加し、歳入歳出予算の総額は98億4,952万9,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。地方交付税は、2億9,784万4,000円を追加いたしました。国庫支出金は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金や福島再生加速化交付金など5,530万2,000円を追加し、県支出金は地域医療介護総合確保基金事業補助金や常磐自動車道追加インターチェンジ整備交付金など2億4,825万6,000円を追加いたしました。また、前年度繰越金として4億7,336万円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、コミュニティーセンターのさく井工事など3,080万円を追加いたしました。民生費は、地域密着型サービス等整備助成事業補助金や介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金など4,155万1,000円を追加いたしました。土木費は、常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業負担金など2億1,183万7,000円を追加いたしました。諸支出金は、財政調整基金や東日本大震災復興基金などへの積立金として7億7,286万6,000円を追加いたしました。

また、期間を平成27年度から平成31年度までとする常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業に係る債務負担行為を追加いたしました。

議案第60号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてありますが、歳入歳出それぞれ1億1,292万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は17億5,588万円となります。

歳入の主なものは、国庫支出金が東日本大震災復旧・復興に係る特定健診国庫補助金の増などにより139万1,000円の追加、繰入金が一般会計からの繰入金411万7,000円の追加、前年度繰越金として1億738万2,000円を追加いたしました。

歳出の主なものは、後期高齢者支援金等が1,144万5,000円の追加、基金積立金が6,003万3,000円の追加、諸支出金の償還金及び還付加算金が退職医療交付金の返還金の確定などにより3,406万3,000円を追加いたしました。

議案第61号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、歳入歳出それぞれ11万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は3億584万2,000円となります。

歳入は、一般会計からの繰入金が9万2,000円の追加、前年度からの繰越金2万2,000円を追加いたしました。

歳出は、公共下水道事業費の下水道総務費が9万2,000円の追加、予備費に2万2,000円を追加いたしました。

議案第62号 平成27年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてありますが、歳入歳出それぞれ9,650万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は10億5,142万8,000円となります。

歳入は、国庫支出金が災害臨時特例補助金の減により180万円の減額、繰入金が介護保険電算システム改修業務委託に係る一般会計繰入金の減などにより22万6,000円の減額、前年度からの繰越金が9,852万8,000円の追加となりました。

歳出の主なものは、総務費が202万6,000円の減額、基金積立金が5,999万9,000円の追加、諸支出金

が国庫負担金過年度分返還金など3,163万円の追加となりました。

議案第63号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ4,154万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額は2,551万7,000円となります。

歳入は、後期高齢者医療保険料が保険料の減免措置により3,957万3,000円の減額、繰入金が後期高齢者医療システム改修業務委託に係る一般会計繰入金の減などにより276万7,000円の減額、また前年度繰越金が80万4,000円の追加となりました。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費が276万7,000円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金が3,957万3,000円の減額、諸支出金は一般会計繰出金80万5,000円を追加いたしました。

議案第64号 平成26年度双葉町一般会計決算の認定についてであります。平成26年度双葉町一般会計決算額は、歳入総額482億4,413万2,000円、歳出総額が476億1,428万2,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は6億2,985万円となり、翌年度に繰り越すべき財源5,648万9,000円を差し引いた実質収支は5億7,336万1,000円となりました。前年度と比較し、歳入が416億8,729万2,000円（635.8%）の増、歳出が415億1,586万3,000円（680.8%）の増となりました。

歳入の決算概要について申し上げます。

町税は13億4,023万5,000円で、前年度と比較し、1,610万8,000円の減となりました。

地方交付税は16億466万5,000円で、震災復興特別交付税の増により3億7,120万4,000円の増となりました。

国庫支出金は410億7,562万円で、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金などの増により397億6,494万4,000円の増、県支出金は23億8,798万4,000円で、福島県中間貯蔵施設立地町地域振興交付金などの増により16億9,281万6,000円の増となりました。

繰入金は、東日本大震災復興基金や復興まちづくり基金、公共用施設事業運営基金など各種基金から8億8,079万7,000円の繰り入れを行い、各種事務事業に充当いたしました。

町債は、臨時財政対策債2億8,470万円の借り入れを行いました。

次に、歳出の決算概要について性質別に申し上げます。

人件費は8億872万1,000円で、前年度と比較し、4,766万6,000円の増、扶助費は4億3,291万3,000円で、災害弔慰金の増や臨時福祉給付金事業などにより1億1,998万2,000円の増、公債費は2億4,340万5,000円で、3億43万8,000円の減となりました。

普通建設事業費は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の導入に伴う電算システムの構築などにより3,422万2,000円となり、災害復旧事業費は町内防犯・防災システム事業や仮設校舎賃借料などにより6億4,981万8,000円増の8億6,622万7,000円となりました。

物件費は10億5,976万1,000円で、ICTきずな支援システム構築・運用事業や双葉町内防犯・防災パトロール事業などにより2億7,214万2,000円の増となりました。

補助費等は7億6,543万5,000円で、双葉地方広域市町村圏組合へ核燃料税交付金特別枠分を広域的

な復興事業を実施するための負担金として支出したことなどにより 3 億5,544万4,000円の増となり、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などへの繰出金は 6 億2,451万9,000円で、6,615万4,000円の減、積立金は427億5,907万9,000円で、404億8,023万3,000円の増となり、交付された中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金や福島県中間貯蔵施設立地町振興交付金はそれぞれ新たな基金へ積み立てを行いました。

議案第65号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。平成26年度双葉町国民健康保険特別会計決算の歳入総額は16億39万2,000円となりました。うち国庫支出金が 8 億4,377万円で、歳入総額の52.7%を占めており、次いで繰越金 2 億1,299万4,000円、共同事業交付金 1 億6,508万2,000円、前期高齢者交付金 1 億2,994万3,000円の順となっております。また、保険基盤安定繰入金など、一般会計からの繰入金は7,091万円となっております。

歳出総額は14億8,888万6,000円で、うち保険給付費が 9 億8,326万7,000円で、歳出総額の66.0%を占めております。次いで後期高齢者支援金等 1 億5,608万4,000円、共同事業拠出金 1 億1,545万6,000円、基金積立金8,506万9,000円の順となっております。

歳入歳出差し引き 1 億1,150万6,000円は、翌年度に繰り越いたしました。

議案第66号 平成26年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてであります。平成26年度双葉町公有林整備事業特別会計決算額は歳入歳出総額ともに577万1,000円となりました。

歳入については、全て一般会計からの繰入金となっております。

歳出については、公有林整備事業費の森林国営保険料71万5,000円、公有林整備事業債の元利償還金505万6,000円となっております。

議案第67号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてであります。平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の歳入総額は 3 億1,252万4,000円となりました。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が 3 億1,199万3,000円、下水道使用料の滞納繰越分が13万6,000円、前年度繰越金が32万8,000円となっております。

歳出総額は 3 億1,240万2,000円となっております。内訳は、下水道総務費919万2,000円、公共下水道事業債の元利償還金の 3 億321万円となっております。

歳入歳出差し引き12万2,000円は、翌年度へ繰り越いたしました。

議案第68号 平成26年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてであります。平成26年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の歳入総額は216万5,000円となりました。内訳は、土地使用料203万3,000円、前年度繰越金13万2,000円となっております。

歳出総額は203万3,000円で、全額一般会計への繰出金となっております。

歳入歳出差し引き13万2,000円は、翌年度に繰り越いたしました。

議案第69号 平成26年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてであります。平成26年度双葉町介護保険特別会計決算の歳入総額は10億5,738万7,000円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金が災害臨時特例補助金など4億2,338万8,000円、支払基金交付金が社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金など2億3,771万5,000円、県支出金が1億1,309万1,000円、一般会計繰入金が1億4,089万9,000円となっております。

歳出総額は9億5,785万9,000円となり、そのうち介護保険の主体であります保険給付費が8億2,997万5,000円で、歳出全体の86.6%を占めております。また、地域支援事業費が822万2,000円、諸支出金が国等への償還金など9,675万2,000円となっております。

歳入歳出差し引き9,952万8,000円は、翌年度に繰り越しいたしました。

議案第70号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の歳入総額は2,486万8,000円で、うち繰入金が2,242万3,000円で、歳入総額の90.2%を占めております。このうち後期高齢者医療保険基盤安定繰入金が1,841万4,000円、事務費繰入金が400万9,000円となっております。

歳出総額は2,406万2,000円で、うち後期高齢者医療広域連合納付金が1,841万4,000円となり、歳出総額の76.5%を占めております。また、総務費が360万1,000円、保健事業費が106万6,000円となっております。

歳入歳出差し引き80万6,000円は、翌年度に繰り越しいたしました。

議案第71号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。大久保敏己委員が9月30日をもって任期満了となります。大久保敏己委員は、教育委員として1期4年務められ、双葉町教育行政の進展に大きく寄与されました。改選期に当たり、大久保敏己氏の再任をお願いするものであります。

大久保敏己氏は、教育並びに文化スポーツにも識見を持ち適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。現委員の倉田美佐子氏においては、平成21年から現在まで2期委員を務めております。豊富な経験活動から委員として適任であり、今般再任として同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、提案いたしました議案等についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎監査報告

○議長（佐々木清一君） ここで監査委員の報告を求めますが、事前に審査意見書を配付しておりますので、重点的な報告にとどめたいとの申し出がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

監査委員、五十嵐一雄君。

(監査委員 五十嵐一雄君登壇)

○監査委員（五十嵐一雄君） お手元にお配りしてあるとおり、審査意見書と財政の意見書とあわせてごらんいただければ、数字的なことは詳しく書いてありますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金389億円についての使用についてであります。国からの制約等がありましてなかなか大変だと思いますけれども、いまだ仮設や借り上げに住む人たちのための使い方をぜひ検討していただきたいと、こんなふうに思います。

監査委員としては、使ったものの監査だけでありますので、事前に補正等で議員の人たちには説明があるはずですので、しっかり説明を受けて、確認しながら、使用についての意見を言っていただきたいと、こんなふうに思った次第であります。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 監査委員の報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時54分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 7 年第 3 回双葉町議会定例会議事日程（第 2 号）

平成 2 7 年 9 月 1 1 日（金曜日）午前 1 0 時開議

開 議

日程第 1 一般質問

1 番 羽 山 君 子 君

4 番 菅 野 博 紀 君

7 番 岩 本 久 人 君

散 会

○出席議員（８名）

1 番	羽 山 君 子 君	2 番	白 岩 寿 夫 君
3 番	高 萩 文 孝 君	4 番	菅 野 博 紀 君
5 番	清 川 泰 弘 君	6 番	谷津田 光 治 君
7 番	岩 本 久 人 君	8 番	佐々木 清 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	半 澤 浩 司 君
教 育 長	半 谷 淳 君
総 括 参 事	武 内 裕 美 君
秘書広報課長	志 賀 公 夫 君
総 務 課 長	舶 来 丈 夫 君
復興推進課長	平 岩 邦 弘 君
税 務 課 長	井 戸 川 陽 一 君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局 長 兼 コミュニティ センター 所 長	猪 狩 浩 君
住民生活課長	松 本 信 英 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋 本 仁 君
生活支援課長	志 賀 睦 君
教育総務課長	今 泉 祐 一 君
会 計 管 理 者	山 本 一 弥 君
代表監査委員	五 十 嵐 一 雄 君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	山 下 正 夫
書 記	大 浦 寿 子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎発言の訂正

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 昨日の行政報告の中で一部訂正したいので、発言の許可をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長から発言の許可を求められていますので、これを許可いたします。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 昨日の行政報告の中で、一部訂正したい部分があります。

8月2日に開催された県民スポーツ相双地域大会の報告の中で、壮年ソフトボールの成績第3位についての報告が漏れていましたので、追加して報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

訂正後の報告文を読み上げさせていただきます。「8月2日には、県民スポーツ相双地域大会が南相馬市で開催されました。双葉町からは壮年ソフトボールと9人制女子バレーボール競技に参加し、壮年ソフトボール、9人制バレーボールともに第3位となる優秀な成績を残されました。」。よろしくお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） おはようございます。議席番号1番、通告番号1番、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

1番、町の復興について。震災から4年半が経過したが、町内は家屋や農地が荒廃したままの状態にある。町を復興させるには、これらの荒廃した家屋や農地の対策を早急に講ずる必要があると思う

が、町長の考えをお伺いしたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1 番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、町の復興について。町の復興についてのおたかしであります、震災から4年半が経過する中、地震や津波に伴う損壊や避難指示により手入れがなされないことによる家屋の荒廃が進んでいるほか、ほ場整備の実施により優良農地が多くあった町内の田畑は雑草や柳が繁茂し、農地としての姿が失われてきている状況にあり、町としても憂慮しているところであります。

まず、家屋については、町が住家等について家屋被害調査を行い、罹災判定をすることになります。が、昨年度の避難指示解除準備区域の調査に引き続き、帰還困難区域内の調査を今月より開始したところであります。本町は国から汚染廃棄物対策地域に指定されており、処理責任は国にあるため、町が出す罹災判定で半壊以上と判定された住家等は、所有者からの申請に基づき国が解体を行うことになることから、解体事業の実施を見据えた仮置き場の確保を進めてまいります。

また、多くの町民から要望の多かった家庭内の片づけごみの回収については、11月より町内全域で実施する予定としております。

次に、農地につきましては、これまで一部農道やため池周辺の除草など帰還困難区域内での可能な対策を実施してまいりましたが、農地、特に水田は元来防災調整池の機能も有していることから、防災的見地からも、今後国に農地そのものの保全管理対策を強く求めてまいります。

なお、避難指示解除準備区域においては、農地を含めた本格除染作業が今年度で完了する見込みであり、除染が完了し引き渡された農地は、本来所有者または利用者が管理していかなければならないところであります。が、この地域は津波被災地域であり、昨年度末に町の津波被災地域復旧・復興事業計画を策定したことから、土地所有者等のご意向を踏まえ、関係機関と協議を行いながら、今後土地利用計画と整合性のとれた農地保全の方策を検討してまいります。

○議長（佐々木清一君） 1 番、羽山君子君。

○1 番（羽山君子君） やはり道路などは地震などで、再三の地震などでマンホールのふた、先ほど町長が話されたように、壊れた家や道路などはわだちや路肩の崩れ、やっぱり草などが生えておりますね。壊れた家は、町の中にもかかわらず、そのままの状態になっている。壊れた家ね。結局道路に倒れたままになっている状態にある。私たちが一時帰宅した際に、片側通行になっている状態の道路だけはせめて直していただかないと、事故にもつながりかねないし、国で直してくれると言いました、国で除染をしながら片づけると言いましたけれども、では国の片づけはいつなのかなということも一つ。やはり4年半も過ぎているので、この辺のことももうちょっと、4年半も過ぎた中でそのままになっているということは、私たちの失われた町が、崩壊したままの状態、これはもう心の中でもストレスですよ。行けば行くほど。今回も大雨降っていますけれども。そんな状態の中でせめて自分の、

常日ごろ町の中に買い物に行ったり、いろいろした中で、せめて道路くらいは、メイン道路というのですか、そういうところくらいはきちっとしてほしいというのがお願いが一つと、あとこれから町は復興拠点として基本構想や、一時帰宅の際に、今度駅の前に一時立ち寄り所というのをつくると言っているのであれば、なおさら町の道路とか、皆さん町の道路、町の道路と言ったらそれは偏りかなと思うのだけれども、重要な拠点の道路ぐらゐの家屋の倒れたところ、田んぼ、草の生えているところ、田んぼというか、路肩といいますか、そういうところをきれいにしておくことも必要かなと思っております。

それで、一つだけ再度質問させていただきたいのは、国が、ではいつごろその壊れた家屋を排除してきちっとしてくれるのか。まず道路が一番メインだと思うのですよね。私らが帰って、必ず町の中へ寄ります。そのときのメインの道路を国でいつごろ、この前、4日の日にも全協の中でお話しされましたけれども、いつごろ撤去していただけるのか、わかればお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

先ほど議員の質問の中で、倒壊家屋また町内のメインの道路の補修、除染も含めた対応をどうするのかというおたまだと思いますが、その辺につきましては、町道新山・鴻草線につきましては、震災により家屋が倒壊し、一部道路上にはみ出しており、一時帰宅時等の通行に支障を来しているのが現状でございます。町で調査した結果、新山、長塚、鴻草で11カ所の倒壊家屋等を確認しておりまして、そのため町では今年度町道環境整備業務委託料の中で通行に支障のないよう倒壊家屋等を路肩に寄せるなどの業務を計画しておりましたが、環境省より拠点除染の道路除染で倒壊家屋の撤去も可能であるとの回答を得たことから、町では新山、鴻草の除染を要望し、9月7日に国の中で調整が調い、実施が決定したとの報告を受けました。今後は、早期の完了に向けまして関係機関と協力していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 今、町長がお話しされましたように、実施されると、今度環境省のほうで。ではそれはいつごろなのかということなのです。環境省さんでも何でもそうなのですけれども、今言う中間貯蔵施設も遅れている、何も遅れている中で、はい遅れましたでは、やはり双葉町の、私たちのさっき言ったふるさとの道路を、せめて遅れないように、日にちがいつなのかということまで私ははっきり知りたいのです。やはり皆さんあそこ道路を通るときにいつも、「あれなんだよね」って、「何か心寂しいよね」って、常日ごろ言われていますから、せめてそのくらいの、いつごろなるのかなというのが私は一番の関心でありますので、その辺お答えをお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再々質問にお答えいたします。

いつごろということにつきまして、はっきりいつというふうな明確な日程等のことにつきましてご

説明申し上げるにつきましては、内容につきまして産業建設課長のほうに説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 猪狩産業建設課長。

○産業建設課長（猪狩 浩君） 羽山議員の再々質問についてご説明申し上げます。

環境省によります倒壊家屋の撤去でございますが、一応工期のほうといたしましては、当初今やっています拠点除染のほうの工期が9月30日だったのですが、それを一応3月30日まで延ばしまして施工するというごさいますが、ただ実施に当たりましては仮置き場の確保と、あと所有者の同意が必要になってまいりますので、そちらのほうをまずとってからの施工となりますので、目標といたしましては3月30日となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） それでは、2番目に移りたいと思います。

中間貯蔵施設について。現在当町の中間貯蔵施設予定地の一部にパイロット輸送されているが、パイロット輸送の敷地は確保されているのか。また、搬入に当たって、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金以外に将来のまちづくり、地域振興に要する財源確保のために何らかの交付金を求めるべきと考えるが、町長の考えをお伺いしたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番の中間貯蔵施設について。まず、中間貯蔵施設予定地にパイロット輸送の敷地は確保されているかとのおたかしであります。環境省では、現在双葉町及び大熊町の中間貯蔵施設建設予定地にある工業団地内に除去土壌等を一時的に保管する保管場を段階的に整備しております。これまで第1弾工事として、両町にそれぞれ1万立方メートル程度の保管容量分を整備済みであり、現在第2弾工事として、同様にそれぞれ1万立方メートル程度の保管容量を確保するための整備工事を行っております。さらに、今後6,000立方メートル程度分ずつ整備することとしており、両町分を合わせると5万立方メートル程度の保管容量となることから、県内43市町村からの試験輸送で想定している4万3,000立方メートル分は確保できる状況にあると聞いております。

次に、将来のまちづくり、地域振興等に要する財源の確保のために何らかの交付金等を求めるべきではないかとのおたかしであります。現在町では、主に国、県の補助金等の財源の確保を図り、事業を進めているところであります。

先般、国から東日本大震災の集中復興期間後の平成28年度から平成32年度に実施する復興事業の基本方針が示されたところであります。この中で、平成28年度以降の5年間を「復興・創生期間」と位置づけ、東京電力福島第一原子力発電所事故に関連する除染や中間貯蔵施設整備などの事業については国が全額負担することとしていますが、一方では、歳出抑制などの観点から復興事業に係る事業の一部に自治体負担を導入することなども示されております。

このような状況を踏まえ、今後の町の復興や地域振興等に要する財源の確保のため、中間貯蔵施設

への搬入に伴う交付金等を求めていくことも財源確保の一つであると考えています。しかしながら、中間貯蔵施設への搬入に特化した交付金を求めることは、国から交付金等の使途に対する制限等を付されることも懸念されます。このことにつきましては、同じく中間貯蔵施設を抱えることとなる大熊町とも協議し、両町で慎重に検討していく必要があると考えております。

また、既存の国等の交付金についても、当町への復興、地域振興等の事業を実施するための長期的な財源確保をこれまでも求めてきており、今後とも町の復興、地域振興等のニーズに合う補助対象メニューの拡大及び財源の確保を国等に求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 1 番、羽山君子君。

○1 番（羽山君子君） 確かに国の財源っていろいろこれから来るかなと思うのですけれども、我々町民が自由に使えるというお金も必要ではないかなと思うのです。そんな中で、一番私たち町民の財源の確保が難しい、町も依存財源が9割以上を占めると監査委員の意見書の中に記載されております。やはり町で自由に使える、交付金はある程度縛りがあるのであれば、自由に使える、これから何かあったときのためにも、そういうパイロット輸送している、1台につき幾らかとかという交付金というのも、私たち町自体も求めるべきではないかと思うのです。そうすると、どこどこ使ってはいけないという縛りのない交付金というのも私たち、ぜひこういうところから……避難して皆さんそれぞれ税収入が少なくなっているわけですね。だから、だったらこういうところから税収を求めることも町として必要かなと、私はそういうふうに思っておるのですけれども、町の、避難して皆さん、やっぱり行政のサービスもこれから経費増大していくと思うのです。そんな中で、やはり交付金を求めてほしいなと思っていますし、片や、このパイロット輸送には道路、4車線が使われておりますね。下条・細谷線、山田・郡山線、前田・大熊線とか、細谷・檜無線とか、この4道路使われているのです。これ町道ですね。県道でもございませんし。町道です。町道なので、やはり町道を使用するには、私たちも高速道路走れば道路の料金取られるのと同じですから、幾らか、自主財源を少しでも確保していくためにはそういうことも必要かなと思いますけれども、もう一度町長の考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

なるべく一般財源的な交付金という言い方、そういうふうなものを求めるべきだろうというふうなおただしだったと思いますが、交付金につきましては、ご存じのとおり、いろいろ縛りがあるというのは、これは紛れもない事実でございます。そういったことで、大熊町とも協議しながら、なるべく自由度の高い交付金ということで国には交渉しておりますし、今議員がおただしのように、なるべく一般財源に近いような取り組みというのは、今後大熊とも協議して進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 1 番、羽山君子君。

○1 番（羽山君子君） その件は、よろしくお願いいたします。

それでは、3 番に移りたいと思います。高齢化対策について。当町にあった特別養護老人ホームせんだんが平成29年度から再開する計画になっている。先般町長は「介護職員等の確保が課題である」とコメントされているが、介護職員を確保するために町はどうかかわっていくのかを伺いたい。また、町民が多く暮らしていらっしゃる中通りに対してはどのような対策を考えているのか、町長に伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3 番の高齢化対策について。介護施設を再開するに当たり、介護職員の確保が大切であり、町としてどうかかわっていくのかというおたかしであります。現在社会福祉法人ふたば福祉会が主体となり、特別養護老人ホームせんだんの再開に向け着実に進行しているところであります。あわせて職員の確保について検討していると聞いております。

震災前に勤めておられた職員の雇用や、専門学校、介護職員OBへのアプローチなど継続的に行っているほか、今後町の広報紙等の掲載協力を通しての介護職員募集や町民の方々に紹介運動を繰り広げるなど、草の根運動を考えているようですので、町としても可能な限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

また、福島県では福祉・介護人材を育成するために「県外からの福祉・介護人材確保支援事業」を平成26年度から、「ふくしまからはじめよう。福祉人材確保プロジェクト」を平成25年度から展開しております。町としては、このような介護職員確保に向けた事業の情報提供に努め、今後介護人材育成を目的として支援事業を検討してまいります。

次に、中通りに対しての対策ということですが、町としては全体を見て、6 月議会において答弁させていただきましたが、施設入所への待機状況の把握を引き続き行うとともに、利用者のニーズを確認しながら、条件が整えば民間事業所の活用、また双葉町と同じ境遇にあります双葉郡内町村と情報の共有化、連携を図り、進めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 1 番、羽山君子君。

○1 番（羽山君子君） せんだんが29年の3 月再開されると聞きました。町もかわり、遅れることなくお手伝いをする必要があるのではないかと考えていますし、中通り、県外も、同じ双葉町民であり、同じ被災者です。同一した対応とスピード感のある対応をお願いいたします。

老いも病も待つてはくれません。ソフト面、ハード面の両面の支援があってこそ、避難されている皆さんが安心した老後が送れるものと思っています。早急をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2 番、議席番号4 番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

4 番、菅野博紀君。

（4 番 菅野博紀君登壇）

○4 番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号2 番、議席番号4 番、菅野博紀、ただいま議

長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思います。

震災から４年半がたちましたが、いまだ避難生活のことや今後の補償・賠償など重要なことがはっきりしないまま時間が経過しています。行政としての責任を持った答弁をお願いして質問に入りたいと思います。

１番、中間貯蔵施設について。試験搬入中ですが、今までに問題になったことなどがあれば、問題点は何なのかをお伺いします。

また、議会と相談しながら進めていくと言っていますが、いつ相談したのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） ４番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

１番目の中間貯蔵施設について。まず、今までの中間貯蔵施設の試験搬入中に発生した問題と問題点についてのおただしであります。双葉町保管場への試験輸送につきましては、３月25日に双葉町の新山仮置き場からの搬入が開始されまして、現在まで双葉町、浪江町、葛尾村、郡山市からの試験輸送が終了し、楡葉町からの搬入が行われております。

輸送につきましては、交差点への誘導員の配置、急カーブ、幅員狭小区間等の注意喚起看板の設置、住宅地などでは徐行を行い、一時帰宅者に迷惑をかけないように、また事故防止の徹底を図るよう環境省に要望し、実施させており、これまで輸送に起因した事故等の報告は受けておりません。

試験輸送では、安全かつ確実な輸送を実施できること、さらに住民の生活環境や一般交通への影響等を確認することを主たる目的とし、さまざまな項目について検証を進めていくとのことですので、町としても、今後とも町民の皆さんの安全確保のため、道路、交通対策の検証を行い、意見、要望等を環境省や県に伝えてまいります。

次に、議会にいつ相談したのかのおただしであります。平成27年２月４日に開催された議会全員協議会で安全確保の協定書、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金の説明とともに、除去土壌等の輸送に係る試験輸送ルートにつきまして環境省から説明を受け、協議いたしました。

平成27年５月13日に開催されました議会全員協議会では、双葉郡内の他町村からの汚染土壌等の試験輸送の予定について環境省から説明を受けております。

また、双葉町内の保管場への他市町村からの輸送につきましては、事前に議員の皆様へ文書により周知させていただいているところです。

○議長（佐々木清一君） ４番、菅野博紀君。

○４番（菅野博紀君） まず、問題があったのかなかったのかと聞いているのですよね。実際に問題はありました。一時帰宅の件で町にも、道路の件、カーブの件、カーブの片側通行とかそういうものがあって、町はそれを把握していなかった。これは全くおかしい話です。

あと、これ普通に考えさせてもらおうと、２月４日も５月13日も説明であって、相談ではありません。

町長、町長の責任の上で試験搬入、パイロット搬入は許可を出しました。文書による説明というのがありますよね。文書で何が説明になるのですか。協議ですか、それは。私が聞いたのは、ここにいつ相談したのですかと。説明とか文書で出したものが、これ相談に当たりますか。私は、この中間貯蔵の許可を出す前の、その前の環境省の説明では、道路等に関してはちゃんと工事をしてやりますよという説明は前に受けました。昨年とか、そのくらいには。受けていました。ただ、このパイロット搬入始まる前にそれをやっていないではないですか。町道が大型トラックで、町道と国道の使用が全然違うわけですよね。そういうのも全然やらせないで町長は受けてしまったのですよ。そういうところから、この後の問題を、補償賠償に関しても、全部キャスティングボートも投げてしまっているわけですよね。問題が発生したのに、中止させなかったと。町民の声よりも環境省の声のほうが大事なのかなと私は思います。

もう一度聞きます。問題があったのか、なかったのか。いつ相談したのか。説明ではないのですよ。相談ですよ。全協でやったときに、決もとらないままに許可を出したり、町長、私に個人的に言いましたよね、新聞見なかったかと。郡山のものを搬入するとき、新聞見なかったかと。自分でおっしゃっているではないですか。議会には説明していないのですよ。相談していないのです。勝手に行政のほうが一方向的にやっているのですよ。これは町の重大事項だって、3月の定例議会でも町長は言っているのですよ、これ。重大事項というのはどういう扱いかというのはわかりますよね。原子力発電所かできるときも、議決はとっているわけです。そういうちゃんとしたことを通さないで、行政の暴走に私は見えるので、そこら辺もう一回説明してください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

問題があったかなかったかということにつきまして、片側通行で一時帰宅の住民の皆さんの交通の妨げになったというふうなことはあったと報告を受けております。その後、環境省につきまして改善を要求したところであります。

また、相談につきましては、先ほど申し上げましたように、27年2月4日、5月13日に議会との協議をしております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 町長、先ほどから言っていますけれども、相談はわかります。町長、議会で重大事項だと言ったときには、議会の議決が必要なのです。ああだこうだと言う前に、それが必要なのです。

あと今町道、中間貯蔵で走って、トラック、1日25台ぐらいが制限で今やっていますけれども、本格になる前にもっともっと協議しなくてはならないものがあると思うのですよ、僕は。先ほど同僚議員の一般質問の中に交付金、財源という話がありましたけれども、税金等取らないと、あそこの道路を維持補修していく、30年間維持補修していく中で、ずっと交付金で補ってもらえるかどうか

かなんていうのは、今の日本の国では当てにならない。当てにならないのであれば、トンパック1袋幾らとか、そういう部分の、福島県として市町村の中でうちの町ではそういうところを受けているわけですから。であれば、他自治体はやっぱりそういう面での税収入なりなんなり、国の交付金では全然当てにならないと私は思っています。そういうことも考えないうちに受け入れをしてしまったら、条件闘争は何にもならないと思うのですよね。

次の2番の質問でちょっと入るものもあるので今あれですけれども、まず相談したのかということと説明したというのでは言葉の意味が違うので、そこら辺は行政としてしっかり責任を持って受けたということだと思います。あのときの話ではまだ早い、だめだという話が議会の多くの声が出ていました。そのときに決はとっていません。ただ、そのときに町長は、要はパイロット搬入は受け入れたと私は思っています。その後、ペーパーでよこされて、ペーパー見れば何とかなるのですか。紙で報告すれば、それでいいのですか。そんな簡単な問題なのか、この中間貯蔵はそんな簡単な問題なのか、ちょっと認識不足ではないかと思うのですけれども、再々質問なので、町長の考えをお伺いしたいです。まず、説明ではないので。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

議員から説明で相談ではないというご指摘でございましたが、その両日の全員協議会の中で説明だけではなく協議をしておりますし、そういったことでのいろいろな議論が取り交わされたというふうに記憶しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（何事か言う人あり）

○町長（伊澤史朗君） 交付金につきまして、大熊町との両町での中間貯蔵施設の用地建設ということでございますので、大熊町ともよく協議をしながら、いろいろな方向性、今ご指摘のあったことについて検討していきたいと、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 2番に入ります。東京電力補償・賠償について。平成27年8月28日、補償・賠償の説明に来ましたが、とても納得のいくものではありません。今まで一般質問等で行政が先頭に立ち交渉を進めていかなければならないことを何もしていないように思いますが、今後6年以降の避難生活で行政としての対応をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、東京電力補償・賠償について。東京電力補償・賠償に係る今後6年以降の行政としての対応についてのおただしであります。事故後6年以降の賠償について申し上げますと、平成25年6月22日の第32回原子力損害賠償紛争審査会において、町として事故後6年以降の賠償の取り扱いを明らかとするよう要望いたしました。その結果、平成25年12月に公表された原子力損害賠償紛争審査会中間指針第四次追補において、双葉町全域について、避難指示が事故後6年を大き

く超えて長期化することが見込まれるため、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」として、追加賠償されることとなったところです。

また、これまで平成29年5月までとされていた家賃に係る賠償については、いわき市内に計画された復興公営住宅の整備が平成29年度後期にずれ込むことから、町としても仮設住宅等の供与期間との整合を図るよう要求したほか、平成27年6月12日に閣議決定を受けた「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（福島復興指針）改訂を踏まえ、双葉町全域について、避難・帰宅等にかかる費用や家賃にかかる費用等の「避難生活にともなうその他の実費」の賠償が平成30年3月まで延長することが発表されたところです。

一方で、中間指針は、あくまで最低の基準を示したものと理解しておりますので、引き続き事故後6年以降についても町民の被害実態に見合った賠償を行うよう、国、東京電力に強く求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 町長、大事なことを言い忘れていませんか。今言ったのは、平成25年の中間指針の中で700万円のお話だと思うのです、金額でいえば。先日28日に東京電力来たときは、それで終わりですと言いましたよね。石崎代表は、それで終わりですと。そのとき私、町長に、その話を知っていたのですかとお聞きしたときに、知りませんでしたと。あれで終わりだということを東京電力で言っているのですよ。

それと、きのうの行政報告の中でも、家賃とか、いろいろ仮設等の供与期間の整合性をあわせて、30年の3月までと言っていますよね。誰が避難させているのですか。私たちが好きで避難しているわけでもない。逆に言えば、追い出されていると思いますよ。東京電力の事故で、それは国策であって、それで6月12日の閣議決定されたと言いますけれども、個人個人の賠償を閣議決定で決めるというのはおかしくないですか。何でそういうことを言わないのですか。他町では、帰還しているところでは、では帰還しました、それから1年間分は出しますと。当町では、帰還できないのですよね、できないままに、ただ言われるままにやっているわけではないですか、月10万円とか、精神的慰謝料。それを生活の糧にして、お年寄りの人たちがそれを糧にして生活している人いるのですよ。要は自分の家の庭で野菜つくったりなんかして買わなくていいものまで買ったり、今まであったものを買いかえしなくてはならないような状況に追い込まれているのですよ、実際。家屋に対してもそうです。払ったでしょうという言い方していますよね、東京電力は。それで終わりですと。町長、あの場で聞いて何もおっしゃらなかったですけども、それでいいのですか。そこら辺の考え、ちょっとお伺いしたいのですよ。

最低の基準でと言っていますけれども、町長、個人的な裁判では、自分は50万、だけれども町民は10万でいいのかな。自分でそういうふう思うのだったら、うちの町民みんな、逆にいえば行政と

して、隣の町みたいにちゃんとADRでも何でも出せばよかったのではないですか。全然やっていないではないですか、それ。

さっきの中間貯蔵の件もそうですよ。これは国と交渉するべきキャスティングボードだったわけですから。それを速やかに渡してしまっているのですよ、町長。これ全部決まるまでは、例えば何年帰れないのだという方向性を出してもらわなくてはならないです。出してもらって、それまでの賠償等に関してはちゃんとやらなくてはならないではないですか。でなかったら、中間貯蔵を受けて、それによって今後、孤独死とかそういうものがどんどんふえていたり、餓死とかそういうのがふえていく可能性が出てくるわけですよ。収入がなければそういうふうになっていくのですから、そういうことを考えた賠償の交渉をしなくてはならないですよ。

まず、本当に50万と10万の違い、僕、町長の中の50万と10万の違いを教えてくださいたいことと、先ほどの700万で全部終わりだよということを広報等で一切出していないではないですか。聞いているのですよ、課長の人たちも、議員も。町長、それも聞いているでしょうと。何でそういう大事なことを、将来的にあと何年もない中で、それはそれでちゃんとしなくてはならない、計画を立てなくてはならないような大事なことを出さないのですか。そこら辺ちょっとお聞きしたいので、よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、事故後6年以降の賠償の700万円というさっきのお話でございましたが、町ではこれまでも事故後6年以降の賠償について町民の被害実態に見合った賠償を行うよう要望してきており、国や東京電力から賠償打ち切りを表明されておらず、町でも打ち切りについては直接説明を受けておりません。国、東京電力に対して、町民の被害実態に見合った賠償を行うよう町としても重ねて要望していく考えでございます。

また、精神的損害の10万円、50万円というお話でございましたが、これはそれぞれ民事にかかわることでございますので、私が町長という立場として裁判をしているということではないので、個人としての考えとして行動していることですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 町長は公人であるということを、では町長は忘れているのかなと。一人でも多くの町民を助けるような行動に移っていないと。私は、それであればADR等に、町として弁護士を使ってそういうものを出すべきではないかという話を聞いているのです。

それともう一つは、打ち切りとこの前言われていますよ、これ。それで終わりですよという説明を受けているのに、ではこれ、ちょっと、議長、これ再々質問ですよ、再々質問の中で、もうこれで終わりですよとこの前言われていますよね、個別の事情以外はもう終わりだと、700万円払ったでしょう、あと家財とかそういうのも払いましたよね、あと家とか買った土地のあれとかの誤差も払いまし

たよねと、これで終わりですとはっきり言われているではないですか。違うのですかという話をしたときに、町長はどうしたのですか、聞いていなかったのですか。それにもかかわらず、では逆に言えば、そのときに、前町長のときからの話で、瓦れき置き場1号炉、2号炉でいいのですよね、あと固体廃棄物建屋9号炉、そのときに3回説明に来たときに、町長も議員でしたよね、前町長も含めてずっとの中で、町民にちゃんとした賠償補償をしていただけるのであればやむを得ないという話を3回しているわけですよ。それを東京電力はもう終わりですよと言ってきたのに、町長、終わりなんて聞いていないと、あのとき何をしていたのですかという話になりますよね。ちょっとふざけないでもらいたいですよ。これ町民の大事なあれですからね。賠償補償にかかわることですよ。聞いていないと。これ皆さん聞いていたはずですよ、ここにいる前の人たちは。課長クラスがみんな入っていたのですから。言われているのは本当にないのですね。言われていないということは、町としても6年後以降はまだ大丈夫だということですね、町長。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの東京電力の賠償につきまして、これまで公式の場でそういうふうな発表をされている事实はございませんので、その場でそういうふうな話があったとしても、町としても了解していることでもないということでご理解願いたいと思います。

また、固体廃棄物貯蔵庫につきましても、原発の廃炉作業を安全かつ確実に進めることは町民の願いであり、また多くの町民が廃炉作業に従事していることを考えると、廃炉作業の早期かつ着実な実施も重要であるというふうに考えてございます。賠償、廃炉の双方を着実にを行うことを東京電力には求めていくべきと考えておりますので、ご理解願います。

（「ちょっとおかしくないですか……」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時50分

○議長（佐々木清一君） 再開します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先日の議会全員協議会の中で東京電力の物言いにつきまして、これははっきりとした、そういうふうなとられるかのような発言があったと思っておりますが、ただ我々としてはそれを了解しているわけではございませんので、今後とも事故後6年以降の賠償についての対応を国、東京電力に申し入れしていく考えでございます。

（何事か言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

○議長（佐々木清一君） 再開します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 全協以前の公式の場というふうな発言の趣旨であったと思いますが、全協を公式の場でないというふうな思いはございませんので、誤解がありましたら、その件に関しては訂正をさせていただきたいと思います。

今後、東京電力のそういったような誤解を受けるような発言、考えられるような言い方に関して了解しているわけではないということは、先ほど申し上げましたとおり、今後事故後6年以降の賠償につきましても、国、東電に対しては強く求めていきたい、そういうふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 3番に入らせていただきたいと思います。

復興委員会について。復興委員会で話し合われた課題が双葉町の復興計画になるのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、復興委員会について。復興委員会で話し合われた課題が双葉町の復興計画になるかとのおただしであります。双葉町の復興に関する今年度の議論の場として、7月30日に双葉町民の皆様を主体とする双葉町復興町民委員会を設置しました。

今回の委員会の目的は、双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づき、避難先における町民一人一人の生活再建と町民のきずなの維持発展に関する取り組みや、町の復興に向けたビジョンとして策定された双葉町復興まちづくり長期ビジョンに書かれた施策の具現化に向けた意見等を求めるために設置したものであります。

委員会の構成としましては、まず個別具体的なテーマごとの議論を行うため、高齢者等福祉部会、町民コミュニティ部会、復興産業等拠点部会の3つの部会を設置するとともに、復興産業等拠点部会に再生可能エネルギーや農業再生に特化した議論を行う新産業創出分科会を設けております。各部会とも、委員からの意見を出しやすくするようワークショップ形式の議論を全体で5回程度行い、部会ごとの検討課題や解決策等として出された意見を本委員会に報告していただき、本委員会において議論の上、提言書をまとめていただくこととしております。

この提言書については、双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画書、双葉町内復興拠点基本構想、再生可能エネルギー活用推進計画に反映させていく考えであります。解決すべき課題を深掘りし、町が取り組むべき施策についてご提言をいただく役割が復興町民委員会であり、委員会

提言を踏まえ、策定するのはあくまで町であり、議会との協議を経て、来年３月までに各計画を決定したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君）　４番、菅野博紀君。

○４番（菅野博紀君）　この復興委員会に関しては、今年度予算のときにもいろいろとありました。町長、きのうの行政報告の中で、３ページの一番上に「議会の皆さんとも協議させていただき、来年３月までに計画を策定していく考えです」とあります。議会に相談していないのですよ、町長。議会に説明するだけで、協議するわけですよ、説明、おかしいでしょうと言われているのに、そこも直さないとずっとやってきているのですよ。もう２億以上使っているのですよ。これは前委員さんから出た夢物語だからとか、夢物語の中に復興公園とか、いろんな地域を勝手に町で図面を描いてやっているわけですよ。だけれども、この中で、復興公園の中でも町長直接言われている方がいらっしやると思うのですけれども、お忘れかどうかはわかりませんが、「何で俺んちそこに入ってた」と、町長が直接言ったという方も僕は聞いています。それで、長塚地区に関しても「何で勝手にそんな俺らの土地まで入れるんだ」と、「町有地じゃねえのまで入れんだ」と、「随分ひでえな」というお話もあります。

それで、再生エネルギー等々ありますけれども、本当にこれできるのですか。津波地域とか、そういういろんなのを見せてもらいました。だけれども、本当にこれ夢物語にならないですか。ましてや、行政が一般個人の人たちの土地にしかけるようなことをしていいのですか。人の土地を借りてやるという、町は営利団体ではないのですよ。その中で今やっていることは、行政としては違法性があるのではないかと思いますよ。違法性よりも、町民平等という話でいけば、ではほかの方々はどうするのですか、再生エネルギーのあれに入っていない方々は。農業経営に入っていない方々は。農業をやっていなかった方に関してはどうするのですか。結局夢物語なのですよ。ちゃんとこれを計画を立てるのだったら、何年後に描いて、いついつやってというものが無いのに、何でこういう計画をつくるのか、僕にはちょっと理解できません。

それと、本委員会が始まって委員が選定されて、２人の方にちょっと話、なった方に話を聞きました。１人は、いや話をしていたら今話すことではないと言われました、だから話できないですねと。もう一人の方は、これは何のためにやっているのですかというおただしたときに、事務局の方が来年度予算をとるためにやっていますと。そういうことを委員の皆さんに言うような、コンサルタント会社とか、そういうのがかかわってきて、やっている意味がないのですよ。このお金があるのだったら、逆にちゃんと今の町民の帰宅とかにあれするマンホールとか道路工事とか、ちゃんとそっちのほうにお金回したほうがいいのではないですか。十分直ったと思いますよ。これ、どういうふうにしていきたいのですか。終着はどこなのか。何年後に帰って、いついつまでできるのかというのを、ちょっとこれ町長、はっきりお答えください。明確な答えで。これはもう３年も４年もやっているのに、今それができないというと、やっぱり昨年度の委員さんが言っていた夢物語になってしまうので、は

っきりとした答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

何年後というふうなおたしでございしますが、国、東電に関しまして、双葉町に復帰できる、復興できる時期、いわゆる双葉町に戻る状況になるのはいつなのかというふうな要望を国のほうにはずっと申し入れているところでございます。ただ、今現在もその帰還についての明示はございませんので、ご理解いただきたいと思います。何年後ということに関しまして、そういったような状況でございしますので、明確にお答えすることは、今現時点ではそういうふうなものの材料を持っていないということをご理解いただきたいと思います。

また、町として住民の皆さんに相談なくそういうふうな計画を立てることということでしたが、そのことにつきまして、当然住民の皆さんのご理解をいただきながらやらなくてはならないということも感じておりますし、計画そのものがない状況で先行して住民の皆さんにお示しをするということもできないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 質問に対しての答えがないものが随分多いです。夢物語ではないですかと。何のための予算ですかと。予算をとるための予算ですかと。当町は今本当に職員もいろいろ大変で、通常業務と災害業務と、その他いろいろ本当にある中で、この業務をやるのであれば、ちょっと違うところに目を向けたほうがいいのではないのかなと思います。これ国の言いなりではないですか。再生エネルギーとか、そういうやつも全部国から持ってきた話ではないですか。国から来た課長がいて、その人たちが全部ちゃんと委員の人に、こういうのありますよ、あれですよと。町民から出てきた話でも何でもありませんよ、これ。全部国のほうでこういうのありますよとやっている、コンサルタント会社とかそういうのが話し合っていて、全然双葉の町民がかかわっていないですよ、実際。意見は全部そうではないですか。ご理解くださいというのは、どこでご理解できるのですか、町長。

町長、今まで今年度に入って一回も町政懇談会やっていないですよ。しかも、しかもですよ、町長、その予算は1回分しかとっていないのですよ。町民の皆さんの話を聞かないままに、どうやってこういう計画をするのですか。僕は今回の9月議会の予算書の中で、その予算はもう要らないのかなと、減額補正してくるのかなと思うぐらいにやっていないのですよ、町長。町長は自分のいいような人の話は聞きますけれども、多くの町民の話は全然聞いていないですよ。今、仮設とかそういうところに行って、自分でどういうふうに言われているのか、ちゃんと自分で耳を傾けていったほうがいいのではないですか。これはもう町民とかけ離れてつくっている、僕は復興まちづくりだと思いますよ。

議会の皆さんとも協議させていただき、議会に出す前に中間報告はちゃんと町民に出して、その後に説明して、それで協議したのですよね。そのときにいろいろ言われても、結局協議なんかしていないですよ。さっきのも同じ。議会の皆さんと協議して、相談して、やっていないことをやっていると

言うのがおかしいのですよ。ペーパーで出したら、協議しているのですよね。ボックスに入ったら協議していると言うことを言うのであれば、町長ちょっとお考えがおかしいのではないですか。町政懇談会も含めて、この復興委員会に関して、どこまでやる気があるのか。来年になったら、これはもう無理でしょう、こんな実績もないものを。幾ら使っているのですか。こんなあれをするのだったら、本当福祉とか子供たちにお金もっと使ってあげないと、すごく苦しんでいる人たちがいっぱいいるのですよ。これを置きかえて違う方向に持っていく気はないのですか。

夢物語で、何年後かもわからない、示されない、言っているけれども教えてもらえない。だけれども、中長期的なことだって考えなくてはならない。それもなされていないのですよ。だって、例えばですよ、町長、新産業とか、そういうあれはわかりますけれども、今話し合って、例えばこれが5年10年後だと新産業ではないですよ、全然。先端でも何でもないですよ。時代の先端を行っているようなあれではないですよ。何でこんな名前からおかしいではないですか。それ全部コンサルタント会社に任せてやっているのだから、それだったらゆっくり話したらいいのではないですか。もっともっと若い人たちに。これは本当に言ったら失礼ですけども、僕の年代も、双葉町に僕は帰れるかどうかわからないかと、ちゃんとしてという考えがあります。ただ、帰れるのだったら帰って復興したいなと、その思いは僕はあります。だけれども、実際に言ったら、年いっている人たちがやったものを、お父さんとかおじいちゃんがつくった町を、そのお孫さんたちが行ったって時代おくれなのですよ。自分たちにはいい町ではないということなのですよ。そこら辺の基礎的なことを、まちづくりの根本を、副町長はそういうのが専門だったのではないのですか、県で、そういう人に指導してもらって、きちっとやっていくべきだと思うのですよ。夢物語ですかと聞いている答えをしていないのですよね。夢物語なのですよ、これ。何年で帰れるかという予想すら出していないのだから、出さなかったらこんな話できないでしょうと。それ、ちゃんとはっきりさせてくださいよ。何年というものをちゃんとはっきりしなかったら、これは無駄な予算です。ほかに使えると思うので、お答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

何年ということは、先ほど再質問の中で答えておりますので、そういったことにつきましては、当然帰還するための具体的な年数の明示というのは必要だと思っておりますが、残念ながら、私どもで持っているいろいろな材料を総合的に判断しても、そういうふうな具体的な数字というのは明確に出すことはできないということでご理解いただきたいと思います。

また、この委員会につきまして、夢物語ではないかというふうなご指摘もありましたが、町民代表の委員の皆さんがそれぞれいろいろな今現状において検討されているということを、広くその意見を集約しながら、その委員会での意見が集約されると、そういったことで本委員会のほうで集約をして私のほうに報告されるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○4番（菅野博紀君） 終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位 3 番、議席番号 7 番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。
7 番、岩本久人君。

（7 番 岩本久人君登壇）

○7 番（岩本久人君） こんにちは。7 番、岩本久人でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書どおり一括で質問をさせていただきます。

心の復興と町の復興についてお伺いいたします。早いもので、本日平成27年 9 月11日で、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故から 4 年 6 カ月となりました。震災以降亡くなられた方 406 人、うち原発事故関連死の方、ことし 7 月 6 日現在で151人にも上ります。亡くなられた方々に心よりご冥福を申し上げます。

さて、あと半年で 5 年にもなろうとしている中、今なお応急仮設住宅、復興公営住宅等への避難は続いております。応急仮設住宅では、住宅再建された方や復興公営住宅へ移行された方の退去がふえ、入居世帯もわずかとなり、人と人とのつながりが薄れ、コミュニティーが形成できない状況のところもあります。また、復興公営住宅においても、転居してから顔見知り少ない中での新生活のため、これまでのコミュニティーもばらばらになり、応急仮設住宅同様、孤立を深め、心身ともに不安定になる恐れがあります。今後、避難長期化による孤独感、喪失感などの解消のためには、町民の生活と心に寄り添う対策を講じなければなりません。

一方、町内では、両竹、浜野地区の本格除染を実施しておりますが、町内96%の帰還困難区域の除染は、一部拠点除染は実施されているものの、本格除染には至っておりません。町の復旧復興には相当の期間を要すると思いますが、目に見える町の復旧復興が町民の皆さんのふるさとへの思い、帰還への希望につながるのではないかと思います。町民一人一人の心の復興と町の復興について数点お伺いいたします。

（1）、自治会を解散した応急仮設住宅や新たな復興公営住宅へ入居した住民への今後のコミュニティーづくりの対策についてお伺いします。

（2）、高齢者、特に交通弱者の方々の交通手段の対策についてお伺いします。

（3）、一時帰宅時においての一時休憩場の設置についてお伺いいたします。

（4）、今後の帰還困難区域除染の見通しについてもお伺いいたします。

（5）、心の復興の対策の取り組みについてお伺いいたします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 7 番、岩本久人議員の質問にお答えいたします。

1、心の復興と町の復興について。（1）、自治会を解散した仮設住宅や復興公営住宅へ入居した住民への今後のコミュニティーづくりの対策についてのおただしであります。町では、自治会が解散

された応急仮設住宅にお住まいの町民の方を対象に再構築を考えていただくための住民集会を開催し、入居者の意向を確認いたしました。仮設住宅での自治会存続の声は多少ありますが、若い人の入居者が少なく、自治会役員へのなり手がいないことが再構築を阻害する原因であります。

また、復興公営住宅に入居した住民のコミュニティーづくりについては、県がコミュニティー交流員を配置し、復興公営住宅内及び地域の皆様との交流事業を企画、実施することとしております。

住居形態の状況も多様化していることから、それぞれの地区に避難されている町民が、借上げ住宅、応急仮設住宅、自宅再建の別にかかわらず、自治会に加入することができるよう、自治会の名称を変更したところもあります。復興公営住宅に入居した皆さんも含め、そうした既存の自治会への加入、各種サロンや生涯学習への参加を呼びかけるなど、コミュニティーづくりを進めてまいります。

また、コミュニティーづくりの一助として、昨年ＩＣＴきずな支援システムによりタブレット端末を希望した各世帯へ配布をしております。今後もタブレットの利活用促進に努め、情報提供や町民同士の情報交換などを通して、町民のコミュニティー、きずなの維持に取り組んでまいります。

次に、(2)、高齢者、交通弱者等の交通手段の対策についてのおたただしであります。要支援、要介護認定を受けている方は、介護保険制度の中で日常生活上必要と認められる通院、日常生活用品の買い物、官公署への届け出などの外出支援を受けることができます。要介護認定を受けていない方については、町が社会福祉協議会に委託している生活支援・介護予防事業に外出支援サービスがあります。外出支援サービスとは、車椅子利用者のリフトバスによる移動支援であります。

また、仮設住宅にお住まいの方の足の確保としては、補助制度の活用により、国土交通省による地域公共交通確保維持改善事業で実施する東日本大震災の被災地域における特定被災地域公共交通調査事業の特例により、仮設住宅と病院、商店、公的機関の間の移動に限り運行可能な事業への参画で、これまでいわき市内、福島市内、郡山市内でのバス事業者と連携した調査事業で対応しておりましたが、平成27年度で終了の予定となっております。

しかし、復興庁による事業の取り扱い対応方針では、特定被災地域公共交通調査事業も被災者支援として引き続き実施する方向で検討されており、実情に即した形に見直しがあるものの、国土交通省による平成28年度概算要求がなされております。ただし、期限のある調査事業であり、交通手段の確保については、今後とも持続的な対策を講じる必要があると考えております。

県内、県外でのなれない避難生活が続く中、外出したくてもできない町民の皆様、高齢者、障害をお持ちの方、交通弱者等の交通手段の確保が必要と考えており、他の事業での実施可能性を含め、十分に実情把握に努め検討してまいりたいと考えております。

続いて、(3)、一時帰宅における休憩場の設置についてのおたただしであります。現在町内の一時帰宅時の休憩施設としては、避難指示解除準備区域内での本格除染工事を受注した企業が現場事務所を中野地区に設置したことに伴い、受注業者のご好意により事務所の一角を冷暖房完備、水洗トイレを兼ね備えた休憩施設「ふたばふれあい広場」として8月7日より利用することが可能となり、一時

帰宅した町民が休憩の場として利用しております。しかし、休憩施設の場所が避難指示解除準備区域内であるため、利用が避難指示解除準備区域内の町民に限られていることから、町民誰もが利用できる休憩施設の設置要望が多く町に寄せられているところです。

町としましては、一時帰宅した際に快適に休息ができる、町民同士が交流できる場所の整備が不可欠であることから、今年度拠点除染を実施した双葉町コミュニティセンターを休憩施設として活用できるよう、平成27年度、平成28年度の2カ年で整備等を復旧整備したいと考えており、今議会の補正予算に休憩施設のトイレ等の生活用水確保のための削井工事、エアコン等の空調設備の点検業務のための委託料を計上させていただいております。

平成28年度では、破損している壁、天井等の補修、ブラインド等の交換、ハウスクリーニングなどの建築改修工事、浄化槽の設置、給排水設備の復旧のための給排水衛生設備工事、エアコン等の復旧のための空調設備工事、電灯、非常灯、消防防災設備の復旧のための電気防災設備工事を実施し、平成28年度秋ごろには供用したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、(4)、帰還困難区域除染の今後の見通しについてのおたただしであります。帰還困難区域内の除染につきましては、これまでモデル除染として、平成25年度に双葉厚生病院等の保健福祉施設、ふたば幼稚園、双葉町農村広場の3カ所を実施し、その後、墓地の除染を実施しました。さらに、平成26年度から実施している拠点除染では、双葉町役場庁舎、双葉駐在所、携帯電話の基地局、町コミュニティセンターの作業が終了し、現在、双葉中学校、双葉高等学校、国道、県道、町道等の除染を実施しているところです。さらに、今月7日に、主要町道にはみ出し、通行に支障を来す倒壊家屋の片づけ処理を含む除染の実施が決定されたところであります。

今後の帰還困難区域の除染につきましては、平成26年8月、当時の復興大臣である根本大臣から示された大熊・双葉ふるさと復興構想、いわゆる根本イニシアティブにおきまして、「町の復興拠点として重要な地区や施設等については、現時点において帰還困難区域であっても、町の復興に資する観点から優先的に除染を行うことを地元とともに検討する」とされていることから、町としましても、本年3月に策定いたしました双葉町復興まちづくり長期ビジョンを踏まえ、町の復興拠点として重要な地区の絞り込みを行い、当該地区の除染の実施を国に求めていきたいと考えております。

続いて、(5)、心の復興の対策の取り組みについてのおたただしであります。心の復興とは、避難されている町民の皆様の孤立防止の視点とともに、さまざまな活動への積極的な参画を契機として、自主的な健康づくりや交流の活性化につなげることにより、被災者である町民の皆様の心身のケアを行っていくものと認識しております。

そこで、応急仮設住宅はもとより、借上げ住宅、戸建て住宅、復興公営住宅にお住まいの町民の皆様へは、町、社会福祉協議会を初め、県の相双保健福祉事務所、絆、ふくしま心のケアセンターなど関係機関の連携協力を図り、生活状況や健康状態などの確認を行うために戸別訪問を実施しております。その後、避難先各地の関係者会議において情報の共有化を図り、ケースマネジメントを行い、個

別対応が必要と判断される方には、専門機関との連携により対応しております。

避難生活が長引いている中で、心身のケアはもとより、より一層心のケアに努める必要があると感じております。その対策として、心と体のリフレッシュができる各種サロン事業を展開してまいります。悩みや不安を抱えている人が集い、話をすることで解消することができ、ボランティアなどとの交流により楽しみがふえることによって生きがいへつながると思います。

また、65歳以上の方に実施した介護予防健康度評価基本チェックリストの結果を当該避難先自治体に提供し、原発避難者特例法により介護予防事業の実施を依頼するとともに、対象者への参加呼びかけなどの協力もいただいております。

また、教育委員会関係では、町民の皆様のきずなを維持継続するための各種事業を行っております。生活学級は県内外で開催し、交流の場の確保をしております。本年度で5回目の開催となりました「集まれ！ふたばっ子」事業は、参加者の拡大と内容の充実を図るなど、これらの事業を通して双葉町の子供たちのきずなの維持発展に寄与しているものと考えます。

伝統芸能の維持継承につきましては、披露機会の確保や提供、活動の支援を行っております。また、今年度から、NPO法人ふたばふれあいクラブの活動再開により、地域スポーツ振興事業の業務を委託して、生涯スポーツ事業での町民の皆様の交流ときずなの継続を図るため、町民交流パークゴルフ大会や町民交流ボーリング大会なども新たに計画しております。

関係課で連携、協力を図り、町民の皆様が心のよりどころとなるような事業の展開を推進し、心の復興につなげてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） それでは、幾つかまた再質問をさせていただきます。

応急仮設住宅は現在、県内9つあるわけですが、全体で入居者数が、8月27日現在で378世帯、入居者数が628人。ピーク時に比べますと、もう約半数近く減っているということです。そのうちで自治会が存続しているのが、今のところ3つだけとなってしまいました。恐らくさらに減る可能性があるのかなというふうに思っております。今後、退去者がふえれば、これまでのコミュニティーが希薄化され、さらなる孤立化、ひきこもり、また防犯上の問題も懸念されるというふうに思っております。この対策として、他県岩手、宮城県を初め、本県でも仮設住宅の集約化を実施している、あるいは検討している自治体もあるということですが、本町では仮設住宅の集約化についてどのような考えがあるのかお伺いいたします。

復興公営住宅ですが、これもことし5月末現在で入居者の状況は、県内で58世帯96人が入居をしております。それぞれの仮設住宅や借上げ住宅等から入居しておりますから、顔見知りも少なく、誰が入居しているかわからないというような現状だそうです。

先日、小名浜の下神白6号棟、郡山の八山田の1号棟にちょっとお伺いして部屋を、通路を歩いたのですが、表札が本当にはないのですね。表札が出ているのが、下神白で10軒ほどですか、八山田のほ

うでも8軒ほどの表札が出ております。入居の際に表札に関して、誰が何階に住んでいるかということをもつてもわからない状況で、何とかならなかったのかなというふうに思うのですが、いろいろ個人情報とか、表札は出したくないというふうな、そういう町民の意向もあるかとは思いますが、何とかならなかったのかなというふうに私は思っております。

先ほど町長の答弁にもありましたように、コミュニティー支援員とか、社協の生活支援相談員の方の訪問とか見守り活動があるにせよ、みずからの支え合いが必要ではないかなというふうに思っております。そのためには、入居者同士のコミュニティーづくりのために、先ほど町長の答弁で自治会というようなこともあったかどうかあれですけれども、町がかかわって、復興公営住宅の自治会の設立のほうも協力してはというふうに思いますが、その辺のところをどのようにお考えなのかお答えください。

(3) 番の質問ですけれども、昨年も一般質問で高齢者の足の確保ということでお伺いいたしました。高齢者や体の不自由な方の利便性もありますけれども、仮設住宅、復興住宅その他、交通の便の悪いところに住んでいる方もおりまして、これも閉じこもり、ひきこもりなどの孤立防止につながってくるのではないかなというふうに思っております。買い物、医療、福祉、銀行、行政機関、町民のこれまたいろいろな交流会、あるいは友人宅に出向くにしても、なかなか一人で暮らしている高齢者の皆さんは外出機会をそがれるというようなことにもなります。

前回の質問では私は、復興支援バスというのも確かに運行はしておりますけれども、復興公営住宅には運行しておりませんよね。その辺の対策もどのように今後するのか。足の確保ができないという方もやっぱりいらっしゃるのですよ。復興タクシー事業ということですが、私の前回の質問でもお願いしておりますのは、民間タクシーの乗車の際に料金の一部を町が助成するという事業であります。全国各地でこれを行っているのですよ。確かに高齢者、特に要介護、障害者の方は、福祉の支援は受けていますけれども、もっと使い勝手のいいような、いつでも、どこでも自由に利用できるタクシーというものを利用して、その一部を町が補助することによって、やっぱり外出の機会がふえてくるのではないかなと、それがまた元気にもつながってくるのではないかなというふうには私は考えているわけです。住民福祉の増進のためにも、中間貯蔵施設整備等の影響緩和交付金なども利用しての事業としてぜひ実施していただきたいというふうに思いますが、町長のご答弁をお願いいたします。

帰還困難区域の除染でありますけれども、先ほど駅コミセンが一時帰宅のときの一時休憩場というふうになるのであれば、町復興長期ビジョンの中に、町内復興拠点でもあります駅周辺の除染、特に駅西側の面的な除染を先行的に実行してはいかがかなというふうに私は思っております。町長の答弁にもありましたように、大熊・双葉ふるさと復興構想、それぞれの復興構想にあわせて個別に面的な除染もするというふうに、その当時の根本大臣はおっしゃっているわけですから、実際大熊町も帰還困難区域95ヘクタールの除染も始まっているわけです。目に見える形で帰還困難区域の面的な拠点除染を実施すべきではないかなというふうに思っておりますが、町長の考えをお伺いします。

(5) の心の復興であります。大変町長の答弁にもありましたように幅広い問題だと思っております。一人一人違いもあるかもしれません。人それぞれの立場も違います。立ち上がりたくても立ち上がる気持ちになれない人もいます。自分だけが取り残されているという気持ちになってしまう人も中にはおります。心の復興には皆さん長時間かかると思います。終わりが無いのかもしれませんが、先ほど答弁にもありましたように、それぞれ町はさまざまな事業、イベントなども、南台の仮設でも民間の人たちが、若い人たちが頑張っていてやっております。教育委員会でもさまざまなスポーツ活動も復活をしております。全てがこれまでの事業は町民の心の支えにはなっていると思いますけれども、町民一人一人に目を向けることは限界もあるかと思いますが、一人一人の生きがいに町としての取り組み、何かやはり今後もすべきではないかなというふうに思っておりますが、現在復興町民委員会も開いております。その中でこの心の復興という問題もぜひ協議をしてはというふうに思っておりますが、その辺のところ、町長の考えをお願いいたします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、双葉町の仮設、借上げ、いろいろな自治会がありますが、そういったものに対しての集約化についての町の考えということでございましたが、当然仮設住宅に関しましては復興公営住宅の整備に非常に関係が深くなってくると思っておりますので、将来、本来あります借上げ住宅などとの集約というのも必要になってくるのではないかなというふうに考えてございます。仮設住宅に関して、先ほど議員の最初の質問の中で答弁させていただいておりますが、仮設住宅の自治会がどうしても継続できない一つの大きな理由としては、やはり住んでいる町民の皆さんの高齢化ということが非常にネックになっているのだろーうというふうに考えておりますので、そういったことも含めて今後検討していかななくてはならないと思っております。

また、復興公営住宅ができましたら、そういった復興公営住宅の中での自治会もどのように統合集約を考えるのかということでございますが、今現在復興公営住宅に入居している町民の方が、先ほど議員が報告されたように、数十名の方がおられます。そういった復興公営住宅の自治会だけで単独でつくったほうがいいのか、またそれ以外の地域にある借上げ住宅のほうの自治会と統合集約したほうがいいのか、そういったことも今後検討しなくてはならないというふうに考えております。

3番目に、交通手段の確保ということで今現在、先ほど答弁の中で申し上げましたが、27年度の概算要求をしているということで、来年まで何とか復興支援バスについて継続が可能な状況になるのかなというふうな考えもしておりますが、ただ一方ではそれ以外、いわゆる借上げ住宅やいろいろな場所に住んでいる方の足の確保ということで議員からご指摘ありました、タクシーを利活用したらどうかというおただしでございますが、県内全域だけではなく、全国39の都道府県に避難をされている住民の皆様のそういった交通手段の確保ということになると非常に難しいものもございますが、どうい

うふうな工夫をすることによってそういうふうなことが可能になるのか検討していきたいと思います。

そういった中で、中間貯蔵施設の影響緩和交付金を使って対応を検討したらどうかというご指摘でございますが、そういったものに関しても検討できるかどうか、今そういうふうな大熊、双葉両町の事務方で協議をしているところでございます。

また、駅西の除染を、根本イニシアティブでうたっているように拠点除染として考えたらどうかということでございますが、当然どの場所が除染をするのに適した場所なのかということも考えていかななくてはなりませんし、議員からご指摘のあった場所につきましても今後検討していかななくてはならないと思っております。

あと非常に幅広い、取り組みとしては非常に難しいというふうなお話もございましたが、心の復興については、当然委員会での課題としていろいろな議論をしてもらった方がいいのではないかとご指摘ございましたが、そういったことが可能かどうかも含めて考えさせていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 仮設住宅の集約についても、町長は検討せざるを得ない時期も来るだろうというようなお答えでしたけれども、それよりも先に、やっぱり復興公営住宅を早期に整備することが先決だというふうに思うのですよ。集約化というようなことを私質問しましたけれども、それよりもまず一日も早く復興公営住宅を早期に整備することを私は町長にお願いしたいというふうに思います。

町の復興には長時間かかると思いますけれども、町民の皆さんには、なかなか目に見えない町の復興の姿、中間貯蔵施設の一時保管場、あるいは原子力損害賠償の今後の行方など、そういうさまざまな状況に立ちすら感じているのではないかとごうに思います。両竹、浜野地区の本格除染や拠点除染の様子などを、随時ホームページあるいは広報紙等で情報を発信すべきではないかとごうに思います。そのことによつて町民の皆さんは希望が持てるのではないかなとごうに思っております。いかがでしょうか。最後にお伺いいたします。

以上、私は町の復興と心の復興は両輪だと思っております。町民の生活と心に寄り添ったきめ細かな支援を今後ともお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

復興公営住宅の早期整備、また除染の進捗状況ということで、復興公営住宅の早期整備につきましては、当然私も危惧しているところでございます。当初27年の整備計画が28年に延長され、そして29年後期ということで、勿来地区に町の町外拠点として考えてございます復興公営住宅が遅れるということに関して、遅れを少しでも取り戻すような取り組みを県のほうに、いろいろ入札の方法、工事の方法によつて解消できる部分はその取り組みを対応していただきたい、そういうふうな申し入れをして

おるところでございます。

そういったことと、進捗状況につきましては、町のホームページだけではなくて、タブレット端末なども重要な通信手段として利用できるのであれば、それに対応を検討させていただきたいと思っています。

○7番（岩本久人君） ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時40分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成 2 7 年第 3 回双葉町議会定例会議事日程（第 3 号）

平成 2 7 年 9 月 1 6 日（水曜日）午前 9 時開議

開 議

- 日程第 1 議案第 5 6 号 双葉町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第 5 7 号 双葉町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 5 8 号 町道路線の認定について
- 日程第 4 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度双葉町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 6 3 号 平成 2 7 年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

散 会

○出席議員（８名）

1 番	羽 山 君 子 君	2 番	白 岩 寿 夫 君
3 番	高 萩 文 孝 君	4 番	菅 野 博 紀 君
5 番	清 川 泰 弘 君	6 番	谷津田 光 治 君
7 番	岩 本 久 人 君	8 番	佐々木 清 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	半 澤 浩 司 君
教 育 長	半 谷 淳 君
総 括 参 事	武 内 裕 美 君
秘書広報課長	志 賀 公 夫 君
総 務 課 長	舶 来 丈 夫 君
復興推進課長	平 岩 邦 弘 君
税 務 課 長	井 戸 川 陽 一 君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局 長 兼 コミュニティ センター 所 長	猪 狩 浩 君
住民生活課長	松 本 信 英 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋 本 仁 君
生活支援課長	志 賀 睦 君
教育総務課長	今 泉 祐 一 君
会 計 管 理 者	山 本 一 弥 君
代表監査委員	五 十 嵐 一 雄 君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	山 下 正 夫
書 記	大 浦 寿 子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第56号 双葉町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第56号 双葉町個人情報保護条例の一部改正についてを原案のとおり決することと賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第57号 双葉町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第57号 双葉町手数料徴収条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第58号 町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） いろいろ勉強会などでも説明を受けました。受けた中で、この件の話も一般質問の中でも触れさせていただきました。私は、町長の言う説明とか、そういう相談とかは全然できていないと思います。ましてや、この道路は新しくつくるものではなくて、高速道路の進入路なのであれですけども、古い道路をちゃんとしないうちに新しいものに手をつけるというのは、私は全然理解できません。ましてや、この道路をつくることによって、要は搬入、中間貯蔵の搬入等がかかわっていくわけです。そのときにトンパック1つに幾らとか、そういうような税等をかけないうちにやっしまえば、将来の双葉町の人たちに対して、要は負の遺産というか、要らないものを、交付金で対応します、何しますと言っていますけれども、維持費等かかるわけですよ。ここにこんなにお金をかける前に、町民の安全安心を考えるのであれば、一時帰宅、そういうものに対する今直していない道路をちゃんと事故のないように整備するのが僕はふさわしいと思いますが、どうお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問にお答えいたします。

このインター線のまず認定以前に本来の町内の道路の補修整備のほうが先ではないかというおたがしでございますが、96%がまず帰還困難区域だということで非常に厳しい状況にあるということとはご

理解いただきたいと思います。ただし、今国のほうに交渉いたしまして、先日の一般質問の中でもお答えしておりますが、ようやくいろいろな倒壊家屋や道路の補修も含めて除染、そういったものに対しての対応がなされるようになっていくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 努力といいますけれども、倒壊家屋を壊したら高速道路で運ぶのですか。帰還困難区域のものを出せるのですか。そういう説明が全然なっていないではないですか。結局は外のものを入れて、中のものは出せない状況ではないですか。国との交渉なんて、何をやっているのですか。全然町民とも話さない、議会にも相談しない、説明しました、そう思いますという、僕、一般質問でそういう答えしかいただいていません。相談もしないうちにこういうふうにどんどん、どんどん何でも進めていって、中間貯蔵の町にするだけのための道路にしか私には思えません。

受けてはだめだと言っているわけではないです。先日の28日の東京電力の、もうやらないと言っていることも、何でも交渉もしないうちにやっているの、それがだめだと言っているのですよ。この高速道路のインターの町道部分に関しては、双葉の町民が本当に使うものなのですかということなのです。これ国から補助来て、最初はないよと。長年ずっと使っていけば、町民が使っていないのに、交付金で充当できると言っていますけれども、何年できるのですか。確約もらっていますか。文書で何かもらっているのだったらわかりますよ。100年とかなんとかというのを国でずっとこれ整備していきますよというものがあるのだったら、県とか国でね、それが無いのに、何でこんなことだけ最初で、何で双葉の町民のことを何もやらないで進めようとしているのですか。ご理解してほしいというのだったら、ご理解できるような答弁してくださいよ。全然ご理解できませんよ。ライブ見ている人たちが、全然双葉の町民の人たちが、町長、懇談会やらないから、ここで見ていて理解できないと言っているのですよ。理解できるような答弁をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと最初のときの答え、一番最初の答え、答えていないことあるので、ちゃんとお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

町内のそういったいろいろな処理をしなくてはならないごみ等につきましては、議員ご指摘のように、帰還困難区域の中から外に運び出すということは今現在非常に厳しい状況だというのは理解しております。ただ一方、今までなかなか帰還困難区域内の家庭内のごみなどにつきまして処理等ができなかったものについては、ようやく11月から、地権者の方のご理解をいただきまして、本来の集積所に置いておかれたものに関して回収をし、そういったごみの処理等も帰還困難区域であってもできるように、国とのそういうふうな交渉をしておるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） トンパックの税金のことで一番最初に聞いているのですね、交付金でも何でもそうですけれども。前にも一般質問でも言ったのに一般質問での答えは、町長、それ検討していきますではないのですよ。もう始まっているのです。そこと、今一般廃棄物のごみのお話しましたけれども、その話に何で、ちょっと聞いていることと答えていることが違うのではないですか。私は、倒壊家屋とかそういうものが町外に持っていきますかと。では、一般廃棄物のものはどういうふうになったのですか。町外に運び出さないではないですか。何のための道路なのですかと。そうやって話をごまかそうとする答弁ばかりでは、これは納得いかないのですよ。ちゃんと説明できるようになってからこういう議案は出すべきではないですか。これは多くの町民の理解を得なくてはならないことです。新しい道路をつくる。今誰も住んでいないところで道路をつくって、誰が使うのかという議論なのです。その中で、反対ではないのです、僕も。今ではないでしょうということを言っているのですよ。町道全般を皆さんの一時帰宅等にちゃんと不備がないようにして。あのままではいつ事故起きてもおかしくないのですよ。4年半たって、事故がなかったのが本当に幸いだったと思うぐらいなのです。もう4年半以上たっているのですからね。そこら辺を考えて答弁してください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど答弁漏れでありました倒壊家屋等への対応ということで、これは確かに議員おっしゃるとおり、それを処理するということは今現在帰還困難区域の中では非常に厳しい状況だということは把握しております。今の対応の仕方でも申し上げますと、セットバックして、本来のあったところよりも道路にかからないような状況で、地権者のご理解を得て処理するというふうな状況になります。

一方、そういったものの処理につきましては、今後焼却も含めて対応を検討しなくてはならないと思っておりますし、まず帰還困難区域のそういった対応についての今後重大な検討課題だと思っております。

また、トンパックのそういったものの運び入れるものに関しての税金に対してのことにつきましては、これは今後検討していかなくてはならないと思っております。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） この前の全協の時の説明で納得できないところが二、三あるので、質問します。

まず、この説明書の、平成28年B区間用地費、これ用地補償費ということになっているのですけれども、わざわざ括弧書きで丁寧に入れてあるのですよ。これは補償費というのはどういうふうに理解したらいいのか。これは土地の買収費なのか、賃借料なのか、何なのか、補償費というやつを教えてください。私は、B区間用地費1,000万円含むなんて書かれて、総延長1,521.1キロというように書けば別にこんなことを書く必要ないような気もするのですけれども。

それ2点と、まず町道認定しないと工事、いわゆる買収に入れないというような話を聞きましたけれども、この補償費でその買収は賄うのかどうか。この辺が理解できないところなのです。補償費って何なのか。土地の買収費用なら買収費用でわかるのですが。

それから、これ町道認定しても、工事に着手着工しても、完成しても、このアクセス、いわゆる井手・長塚線が旧態依然とした姿であれば、私はこの道路は必要ないと思うのです。ですから、この道路が供用開始になるまでには県道はしっかりと整備できるかどうかをまず町長に聞いて、それで私は判断したいと。3点お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問にお答えいたします。

井手・長塚線のインター線ということで今回町道の認定を求めているわけですが、井手・長塚線につきましては、拡幅やいろいろな整備も含めて国のほうと交渉をして、今後旧態依然ということではなく、アクセス道路として使用しやすいような道路の態勢をとっていきたい、そのように考えております。

残りのものにつきましては、産業建設課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 猪狩産業建設課長。

○産業建設課長（猪狩 浩君） 谷津田議員のご質問にご説明申し上げます。

1番の補償費の内容についてなのですが、こちらのは用地補償費となっておりますが、用地費については土地代の買収価格になります。補償費といいますのは、その土地に存在いたします立木とか家屋等の移転補償費、物件移転補償費を指してございます。

あと2つ目の、町道認定についてでよろしかったでしょうか。こちらのほうは、町道認定につきましては、道路法の第8条第2項で……違いましたっけ。

（「それはいい」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） では、認定あれだから。いいの。いいですか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 町長、県道を補償するのはいいですけども、とりあえず県道だから、県が入らないとこれは話にならないね。国道の3桁道路は国からの県委託みたいな形で管理はされるというふうには聞いておりますけれども、県道は国は管理しないでしょう。隣に県から来ている人がいるので、それをちょっと町長に耳打ちするぐらいなことを、いつもやっているのに今回やってもらえなかった。国なのか県なのか、はっきり聞かせてください。

それから、課長、ここに補償費と書かれているから、ではそれは何ですかと。立木補償やなんかはわかります。では、土地はどうするのですか。買収するやつはこれに含まれていないの。B区間だけは何ゆえにここに1,000万円を含むと書いたのか。これは認定しろという道路は1,521.1メートルなのでしょう。町道と言われているのは。そういうことではないですか、これ。あなたがこれ書かれてい

るのは、そういうことでしょう。だから、聞いていることわかったでしょう。

だから、なぜこの区間だけ強調して、B区間だけ1,000万になっているのか。これは補償費なのか、土地代なのか。だから、これ認定しろと言われてるのは、1,521.1メートルの町道としてつくるものを認定しろと言っているのでしょうか。だから、土地をどのぐらい買って、補償費はどのぐらいなのかわかればいいのだ、わかれば。ここだけ強調して、B区間の用地費。あとは土地は買うことないのか。B区間だけか。そうですか、町長。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えします。

最初の質問で私、国との協議と言いましたが、国、県というふうに訂正させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、再質問につきまして、産業建設課長のほうからそのほかのものに関して説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 猪狩産業建設課長。

○産業建設課長（猪狩 浩君） こちらのB区間の用地費と書いてございますが、補償費も含む形でございます。

あと用地補償費につきましては、こちらの別枠でB区間用地費含むと書いてございますが、用地補償費については、この町道の整備につきまして1,521.1メートルの用地費全部、用地補償費含みまして、用地補償費が2億6,100万円というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 町長、前に菅野君からの質問で、これ税金取れという話ですけども、これつくった暁には、これは交付金に算定される町道になってこないのですか。国からの交付金、いわゆる町道というのは国からの交付金あるのですね……ない。

（「交付税……」という人あり）

○6番（谷津田光治君） 交付税交付金。ということになると、町道をつくって税金取れば、私は何かできないような気がするのだけれども、町長、検討すると言うのだけれども、どんな検討になるのか。双葉町は特に細いところまで町道に認定して、交付税交付金をいただいていると私は思っていたのですが、これは代表監査もいることですし、多分その辺は十分わかっていることだとは思いますが、税金取るために検討できるのかどうか教えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再々質問にお答えいたします。

今ご指摘のあったことにつきまして、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 舶来総務課長。

○総務課長（舶来丈夫君） 谷津田議員の再々の質問に対してご説明申し上げます。

おっしゃるとおり、地方交付税のほうに、その算定の基礎としてこの道路の延長面積については入ります。

それで、あと先ほど税金のことですけれども、これはまた別の話だと思います。これとはまた別のことだと思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

4 番、菅野博紀君。

○4 番（菅野博紀君） 私はこの議案に反対させていただきたいと思います。

なぜかと申しますと、先ほど言ったように、新しい町道よりも今壊れている町道を速やかに直すほうの予算が先だということと、先ほど税金というお話ししましたけれども、これは全体的にいうと双葉町に入れてくる分の迷惑施設分の税金をかけてほしいという交渉をすると、それをしてから、これあくまでもそのボードを持って話す。でないと受け入れないよというような一つの重要な拠点になってくるので、そういうことを僕は言っています。

ただ、私、一般質問のときからずっと言っていますけれども、そういう対応一切なしで受け入れるだけ受け入れたと、パイロット搬入も含めて受け入れるだけ受け入れるこの町の態勢に関しては、私は納得できないので、この議案を反対します。

○議長（佐々木清一君） 賛成討論ありますか。

7 番、岩本久人君。

○7 番（岩本久人君） この町道路線の認定は、将来の双葉町の復興につながる重要なインターチェンジに伴う町道路線だと思いますので、私は賛成いたします。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第58号 町道路線の認定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐々木清一君） 賛成多数です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第59号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第8款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第18款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 6ページの原子力対策費の原子力広報塔の撤去工事についてであります、当初予算410万4,000円でありましたけれども、この補正の増額になった理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の質問にお答えいたします。

原子力広報塔撤去工事につきましては、町内２カ所にある広報塔を撤去した後に、標語部分を保管するための費用としての労務・運搬費等を追加補正したものでありまして、６月定例議会の中で申し上げましたように、撤去をするというだけではなくて、将来復元可能な状況で解体工事をするというふうな部分で今回組ませていただいたものでございます。

○議長（佐々木清一君） ７番、岩本久人君。

○７番（岩本久人君） この広報塔の撤去に対しては、撤去に反対する町民の方が署名運動を行いまして、６,５００の署名を町に提出いたしました。保存することによってのこの撤去費用の増額でありますけれども、反対された町民の方に対しての_____を行うのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

（「議事進行、６番」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ６番、谷津田光治君。

○６番（谷津田光治君） 今、岩本君の発言ですけれども、議会でこれ認めた予算が、当初予算、その中で十分説明はあったような気がして、当初予算は議会は認めたのですよね。それを今言っても、だから問題は補正の部分だけが問題であって、その_____は、もう以前の問題として片づいていると私は思うのですけれども、いかがですか、議長。

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前 ９時２７分

再開 午前 ９時２９分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） ７番、岩本久人君。

○７番（岩本久人君） ただいまの私の質問の中で、署名を提出された方に対しての今回の増額の補正予算に対して_____というふうに申しましたけれども、_____を撤回をしたいと思いますので、お諮りください。

○議長（佐々木清一君） ７番、岩本久人君から一部分を撤回したいという希望がありましたので、お諮りします。

７番、岩本久人君の申し出のとおり、撤回することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） それでは、撤回させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 改めて質問させていただきますけれども、署名を提出された町民の方に今回の補正増額に対して説明をされたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

増額の件についての説明ということはいたしておりません。ただ、先日議会のときに来られた代表者の方に、広報塔を年内撤去し、標語部分を保管する方針でというふうな町の考え方は伝えてあります。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 問題の予算の執行状況をちょっとお伺いしたいと思います。当初予算でこの工事費を410万4,000円、議会は認めたわけですから、ではこれをどこまで使っているのか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問にお答えいたします。

復興推進課長のほうに、ご指摘の部分について説明させます。

○議長（佐々木清一君） 平岩復興推進課長。

○復興推進課長（平岩邦弘君） 谷津田議員のご質問にご説明申し上げます。

原子力広報塔撤去工事につきましては、まだ発注をいたしておりません。今回の補正を認めていただきましたならば、その後発注をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） そうすると、ここに監査委員が出した審査意見書があるのですが、
「補正予算を議会に提出する場合は、予算執行状況を確認するなど、検討を尽くし提出願いたい」と、代表監査の報告です。ですから、その辺をもっとやっぱりこの監査委員の指摘を真摯に受けとめるべきであって、もしこの補正が承認を受けた後に全体工事として発注するのであれば、多分岩本君が今質問したような取り扱い方は私はプラス方向に行くと思うのですね。丁寧にやって、大事に保管するというふうにもとれると。それだけ予算使うわけですから、まさか粗末に扱うということではないでしょうから。だから、ちゃんと当初予算というのはやるべきことを全部考えて積算して、それで議会の承認をもらうのですから、もう少し、使ったけれども足りなかったらわかるのですけれども、その辺も、監査委員もしっかり指摘しているわけですから、そういうような予算の使い方をすべきと思うのですが、いかがですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘のありました予算執行の取り扱い、そして補正の対応につきまして、今ご指摘のあったことを十分今後真摯に受けとめて対応していきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

4 番、菅野博紀君。

○4 番（菅野博紀君） これは前のことに戻ってしまうような話になってしまうかもしれないですけども、今のことで私たちが前回説明受けたときは、もう倒壊の恐れがある非常に危ない状態だということで説明を受けているのですよ。補正でないとできないという状況もわかりますけれども、その説明がうそだったような今答弁になるので、今でも待つてできるような話ではないですか。当初の話ではもう倒壊の恐れがあるので危ないということだったのに、今まだ何も手つけていないというのは非常にちょっとおかしいなと思うのですよ。2 塔あるうちの 1 塔がもう撤去しましたと、その分の予算を使って補正を出しましたというのだったらわかりますけれども、ちょっとこの予算のあれをちゃんと説明を、そういう適当な説明をしないような予算執行をしていただきたいなと思うのですが、町長、お考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のあったような中身につきまして、執行が遅れているということに関しまして、大変申しわけないと思っております。そういった、ただ破損とか修理では対応できない可能性もあるということはこちらとしても認識しておりますし、実際現場に行きまして、2 カ所の広報塔のいろいろ破損している状況は確認しておりますし、そういったことのご指摘について、まず至らなかったことに対しては申しわけないと思っておりますし、今後なるべく早い執行をしていきたいと、そういうふうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4 番、菅野博紀君。

○4 番（菅野博紀君） 町民の命にかかわる問題ですからね。一時帰宅等で事故起きたら、とんでもない話になるのですよ。申しわけないでは済まないことなのです、町長。ちゃんとそこら辺をしっかりと予算執行していくのかどうなのか、お伺いいたしますから。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今回の補正予算につきまして、認定いただきましたらば、そういったことに対してなるべく対応を素早くしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3 款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4 款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6 款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款土木費。

6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 先ほども質問しましたから、再確認ということで、まず国と、これ2億1,000万の予算で仕事をやるわけですから、再確認です。とりあえず認定された町道とアクセス道路の工事が並行して進めば、道路完成した時点で当然アクセス道路も拡幅改良できるというふうに思いますので、これは同時並行で進めるよう県との協議よろしくお願いいたします。していただけるかどうかです。確認です。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 谷津田議員の質問にお答えいたします。

今ご指摘のありましたことに対して、県とそういったような同時並行できるような対応をしていきたいと思います。

○議長(佐々木清一君) 4番、菅野博紀君。

○4番(菅野博紀君) これ用地費、用地買収費も入っていると思うのですが、大体平米というのは、これはどういう試算で出すのか。今までの高速道路の試算で出すのか、それとも今双葉町の中間貯蔵等と差があるのかなのか、お伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員のご質問にお答えいたします。

産業建設課長のほうに説明させます。

○議長(佐々木清一君) 猪狩産業建設課長。

○産業建設課長(猪狩 浩君) 菅野議員のご質問に対してご説明申し上げます。

用地費の買収単価につきましてなのですが、こちらのほうはまだ決定してございませんで、これから不動産鑑定のほうを行いまして、それによって買収単価のほうを決定してまいりたいと思っております。

○議長(佐々木清一君) 4番、菅野博紀君。

○4番(菅野博紀君) では、何でこの2億1,000万と出てくるのですか。用地買収費も入っているわけですよね。さっきの説明では入っているはずなのに、この数字が出てくる根拠がなくなってくるのではないのですか。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員の再質問にお答えいたします。

産業建設課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 猪狩産業建設課長。

○産業建設課長（猪狩 浩君） 菅野議員の再質問についてご説明申し上げます。

平成27年度の事業費 2 億1,000万円につきましては、地形測量や地質調査、あと詳細設計などの調査設計になってございまして、用地費につきましては平成28年度事業になってございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款災害復旧費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

6 番、谷津田光治君。

○6 番（谷津田光治君） 総務費に戻ってください。コミセンの井戸工事、この工事が始まるまで除染は終わりますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

終わる前に対応できるようにしたいと思います。除染が終わる、いわゆる今事業として提出しているものに関して、それ以前に除染を終了するように対応していきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6 番、谷津田光治君。

○6 番（谷津田光治君） 除染は、だからこの井戸工事が始まるまでに除染は、あの周辺、駅コミセンの周辺の除染は終わりますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

コミュニティーセンターそのものに関しての、あの近隣の除染は終了してございます。

○議長（佐々木清一君） 6 番、谷津田光治君。

○6 番（谷津田光治君） それは初耳でしたけれども、とりあえず工事をやるとすればもう少し広い

範囲で道路も、せんだん通りとか駅前とか、きれいになっていなければ、この工事を幾ら再生加速と言っても、そこに近づくまでに、除染が近づく、その中間が除染してなかったらば、またせっかく除染したところが汚れてくるというような状況にもなってくるような気がしますので、なるだけ町内除染、早く終わるような段取りを町長にとっていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 答え、いいの。

町長、答弁しますか。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今、議員から再々質問の中でお話があったことに対して、そういうふうな取り組みをしてみたいと思います。

詳細につきまして、産業建設課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 猪狩産業建設課長。

○産業建設課長（猪狩 浩君） 谷津田議員の再々質問に対してご説明申し上げます。

道路の除染につきましては、拠点除染といたしまして、町のほうで要望いたしまして、9月7日に環境省のほうで決定いたしまして、体育館のところから、せんだん通りといいますか、あれを通りまして288まで、あと新山・鴻草線、カメダヤさんのところから町境のところまで、通称旧道、そちらのほうの道路の拠点除染のほうで決定いたしましたので、コミセン周りの道路につきましては除染するような形になってございます。

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時46分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） やっぱり駅周辺、駅のコミセン周辺だけでは、だから幾ら除染したといっても、そこに通ずる道路、その周辺がまだ除染が済んでいないとすれば、私はいずれそこに人が集まるようになれば自然とまた汚れてくるような気がします。それで、今課長が説明したように、決まったことがあれば教えてください。どこの道路は除染します、始まりました、予定でしたが今度始まりましたとか、終わりましたとか、それがないと余計な質問してしまいますので、教えてください。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） では逆に、そのコミセンの休憩場できるまでに、道路、マンホールとか、崩れた倒壊家屋とか、そういう穴あいているところとか直せますか。というのは、これは町民の方々が、せっかくできて、そこに集まれるような道路がなければどうしようもないのですよね。そこら辺、そこまでできるのか、コミセンの改良工事等、トイレとか全部やったときに、道路、町道何%ぐらい

まで回復できるのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問に、産業建設課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 猪狩産業建設課長。

○産業建設課長（猪狩 浩君） 菅野議員のご質問に対してご説明申し上げます。

町道の補修につきましては、現在帰還困難区域につきましては応急補修工事ということでやっていますが、今後はちょっとグレードの、舗装工事を取り入れた、ちょっとグレードの高い舗装工事をやっていきたいと思っておりますが、ただ何%かというのはちょっとお答えできませんが、なるだけ全力を挙げて町民の安全安心に努めるような道路の補修に努めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 町長、これは、先ほどもずっと言っていますけれども、町長が町政懇談会等やらないで、自分の勝手な、国がやってくれるということしかやらないから、こういうふうに順番が変わってくるのですよ。ぜひ、町政懇談会の予算を今年度とっていますので、まだ使っていないので、9月も減額されていけませんので、速やかにやったほうがいいと思います。今の現時点で町長の話を聞いてくれる人が町民に何%いるのかなというのも不安ですけども、自分の考えだけではない、行政だけではない、町民があつての双葉町なので、そこら辺を認識して今後事業を進めていただきたいのと、議会ごとに全然中間の報告がなしでぽんぽんとかやって議案出してくるのは、今後おやめください。説明とかそういうのは、ちゃんと全協の場とか、そういうところで説明して、納得いったかいかないかまでちゃんとやっていただかないと、行政の暴走に思えるので、よくそこら辺を考えて今後町執行できるのかできないのか、お聞きします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今ご指摘ありましたことに対して、十分真摯に検討させて対応させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 検討という言葉で何回だますのですかね、逆に言えば。やるかやらないか聞いているのですよ。だったら町長、逆に言えば、執行者としては失格だと思いますよ。やるかやらないかをはっきりさせてください。逃げるような答弁ばかりされたって、全然話にならないので、やるやらないか聞いているのですよ。でなかったら執行者としては、やらないのだったら、ふさわしくないと思っているので、ちゃんとご答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

全員協議会等できちっと説明できるようにしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第59号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第60号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款後期高齢者支援金等。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第60号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第61号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第61号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第62号 平成27年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第5款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第62号 平成27年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第8、議案第63号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 国民健康保険も一緒なのですが、番号法導入で後期高齢者医療システム改修業務委託料が減額補正になっていますが、これはどういう理由なのかを教えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の質問にお答えいたします。

総務課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 舶来総務課長。

○総務課長（舶来丈夫君） 谷津田議員の質問に対しまして説明させていただきます。

国民健康保険、またこちらの後期高齢者の番号法導入に伴うシステムの改修業務ですけれども、いろいろと当初予算に計上させていただきました。それで今、番号法が10月5日から一部施行されるということで、いろいろシステム等の改修を行いまして、これ一般会計のほうのシステムの中で見れるということで、その見れる部分について今回減額ということでさせていただくようにしましたので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） この個人番号法なのですが、町行政として、マイナンバーというような使い方と個人番号というのと両方説明書に載っているのですが、どっちか一本にというわけにはいかないですかね。私もマイナンバー制度なのか個人番号制度なのかとちょっと迷うときがあるので、それこそ後期高齢者の人たちなんかは「どうなんだべな、これはマイナンバーって何だべな」なんていうことにはなりはしないかと心配しているのですが、町行政としてどっちかというわけにはいきませんか。マイナンバーというのか、個人番号というのか。説明チラシにも、大きくマイナンバー何とかと書かれていたり、下の辺は個人番号と書かれていたりしているのですが、どうでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

総務課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 舶来総務課長。

○総務課長（舶来丈夫君） 谷津田議員の再質問に対しましてお答えしたいと思います。

実際、「番号法」と簡単に言いますが、正式の名前を申し上げますと、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」ということで、こちらのほうを一般的には「番

号法」ということで、うちのほうにつきましてはやはり日本人でありますので「番号法」で整理をしていきたいと、マイナンバーとかいろいろ使っていましたけれども、そちらのほうで今後とも整理していきたいと思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第63号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時02分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成 27 年第 3 回双葉町議会定例会議事日程（第 4 号）

平成 27 年 9 月 17 日（木曜日）午前 9 時開議

開 議

- 日程第 1 議案第 64 号 平成 26 年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第 2 議案第 65 号 平成 26 年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 3 議案第 66 号 平成 26 年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 67 号 平成 26 年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 68 号 平成 26 年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 69 号 平成 26 年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 70 号 平成 26 年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 71 号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 10 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 12 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（８名）

1 番	羽 山 君 子 君	2 番	白 岩 寿 夫 君
3 番	高 萩 文 孝 君	4 番	菅 野 博 紀 君
5 番	清 川 泰 弘 君	6 番	谷津田 光 治 君
7 番	岩 本 久 人 君	8 番	佐々木 清 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	半 澤 浩 司 君
教 育 長	半 谷 淳 君
総 括 参 事	武 内 裕 美 君
秘書広報課長	志 賀 公 夫 君
総 務 課 長	舶 来 丈 夫 君
復興推進課長	平 岩 邦 弘 君
税 務 課 長	井 戸 川 陽 一 君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局 長兼 コミュニティ センター 所長	猪 狩 浩 君
住民生活課長	松 本 信 英 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋 本 仁 君
生活支援課長	志 賀 睦 君
教育総務課長	今 泉 祐 一 君
会 計 管 理 者	山 本 一 弥 君
代表監査委員	五 十 嵐 一 雄 君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	山 下 正 夫
書 記	大 浦 寿 子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第64号 平成26年度双葉町一般会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。8ページ、歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款交通安全対策特別交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 15ページに入ります。第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 19ページ。第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第18款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第19款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第20款町債。23ページ。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 24ページから、歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款民生費。42ページ。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款衛生費。51ページ。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款労働費。54ページ。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款商工費。56ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 59ページ。第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 69ページ。第11款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

4番、菅野博紀君。

○4番(菅野博紀君) 全体的に超過勤務とかそういうものがちょっと多いのかなと。というのは、やっぱりその場に合った課設置条例から職員数等に、なるべく職員一人一人に負担がかからないようにやるのには、人数とか、今に合った課設置条例とかいろいろな改革をしなくてはならない時期にきているように思うのですが、その点についてお伺いしたいと思います。今後そういうふうに合わせて、災害業務とか、通常業務とかもうごちゃまぜになっているので、そこを今後どうしていくのかを一つお聞きしたいのと、全体的に依存財源が高いと思います。ここから町を運営していくのには、自主財源がどんどん必要になっていくので、この決算書を見たときに、将来的にどういうふうを考えているのかも伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員の質問にお答えいたします。

今の現状、通常業務、災害業務それぞれ非常に大変な状況で職員は働いておりますし、適正な課の人員の配置、今後そういったことに関しても考えなくてはならないと思っておりますし、私になりまして、生活支援課ということで課の、そういうふうな内部の機構の改革もしておりますが、今後また

それに見合ったことをやっていきたい、そういうふうなことをしなくてはならないと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

6 番、谷津田光治君。

○6 番（谷津田光治君） 今の町長の答弁で自主財源をふやしていくというのは、では具体的に何やってふやしていくつもりですか。今こういう状況の中で、特にふやせるものって、では何があるか、お知らせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

自主財源をふやすというふうなことについて、今後どのようなものがあるか考えていかななくてはならないというふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 6 番、谷津田光治君。

○6 番（谷津田光治君） 具体的に、ではどういうものが考えられるのか。今こういう避難している状況の中で、町にも役場組織が戻れないという状況で、では自主財源って、町長、考えていくのはいいのですけれども、とりあえず帰ることを考えて、財源はそれなりにその後でも私はいいように思うのですが、何があるのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問に総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 舶来総務課長。

○総務課長（舶来丈夫君） 谷津田議員の質問に対してご説明申し上げます。

平成26年度の決算におきましては、ご存じのとおり、中間貯蔵施設に係る影響緩和交付金とか、そういうもので、比率的には非常に依存財源が大きい数字となっております。実際、確かに震災以降自主財源のほうも減ってきておりますが、先ほど申し上げました影響緩和交付金等を引くと、大体横ばい状態ということであります。それで、ご存じのとおり、このような状況なので、やはり具体的に自主財源を確保していくということは非常に難しいことではありますが、できるだけ今やっている事業を進める上で、確かに国、県のほうの依存財源になってしまいますけれども、そちらのほうを活用していきたいということになってしまいます。申しわけございませんけれども。失礼いたします。

○議長（佐々木清一君） 6 番、谷津田光治君。

○6 番（谷津田光治君） 総務課長の説明は、これはわかっている内容なのです。だから、菅野君の

質問に対して町長は、考えていく、検討していくといことだから、それは具体的にはどんなものあるのですかと聞いた。こういう状況、状態の中で余り安受け合いで考えていきますと言ったって、私はできないと思うよ。だから町長、余り簡単に言ってしまうと、次のときに答弁ができなくなる。だから今、自主財源って、では何だ、税金も取れないというときに、何もないという状況の中で考えたって……とりあえず町に戻ってからの話でしょう。だから、余り簡単に言ってしまうと、後で自分の首締めるようなことにならないか心配なのです。だから、本当にこういうものあるのです、ではこれ検討して自主財源として町の歳入にしますということがあるのかないのかなのです。どうですか。これは、総務課長の説明は、それは今の状況を考えるとそういうことなのですけども、決算に対してそういう質問があって、はい、ではと言って、できないときに困るから、だから安受け合いはしないで、現実をやっぱり話していかないとと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再々質問にお答えいたします。

確かに議員のおっしゃるとおり、依存財源に頼らざるを得ない状況だということは思っております。自主財源に関しましては、ご指摘のあったように、町に戻れるような状況になったときにそういうふうな取り組みというのを十分考えていく、そういうふうなことに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 私の答弁と、ちょっと谷津田同僚議員の答弁とまるっきり変わってくるのではないですか。今現在のことを言ったら、取り組んでいくという話をしたのではないのですか。だから、それちょっと考え、答弁ちゃんとしっかりしてもらわないとおかしいと思いますよ。お考えがないのですか。普通に考えれば、今町工事とかそういうものに対してのシステムとかそういうのを考えれば、依存財源よりも自主財源がふえていく方法等いろいろありますよね、一般質問でもトンパックとかそういうものに対しての税制とかいろいろ考えると行った中で、そういうことを言えばいいのに、そういうことをやらないと私は聞こえているのですけれども、帰れるようになってからでは、町がそこまでものですか、交付金とかで。何かちょっと答弁、僕はおかしいと思うのですけれども、どうお考えなのか、町長、お聞きいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

私の言葉足らずで誤解を招いてしまったということに対しては、申しわけないと思っております。依存財源に頼らざるを得ないということ、そして自主財源につきましては先ほど申し上げましたように厳しい状況であるということを理解しながら取り組みしていきたいと、そのように考えております。

（「休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時40分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほどの菅野議員の質問の中で、自主財源に対する発言に対して削除させていただきたいと思います。大変申しわけありませんでした。

○議長（佐々木清一君） 議長のほうから町長のほうに申し上げます。

答弁には十分注意しながら、しっかりとした答弁をお願いします。今後ともそれには十分気をつけて答弁してください。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第64号 平成26年度双葉町一般会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第64号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第65号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款前期高齢者交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 11ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 14ページ。第3款後期高齢者支援金等。14ページです。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款前期高齢者納付金等。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款老人保健拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款介護納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第65号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第65号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第66号 平成26年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3 ページ、歳入から入ります。

第1款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 4 ページ、歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第66号 平成26年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第66号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第67号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3 ページ、歳入から入ります。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 5ページ、歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第67号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第67号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第5、議案第68号 平成26年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算

の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から入ります。

第1款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 4ページ、歳出に入ります。

第1款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第68号 平成26年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第68号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第6、議案第69号 平成26年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5 ページ、歳入から行います。

第1款保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 9 ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款財政安定化基金拠出金。12ページ。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第69号 平成26年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第69号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第70号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 5ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君）

○議長（佐々木清一君） 谷津田議員さんに申し上げます。

今、後期高齢者医療に対する質疑の許可ということになっていきますので、全体的ではありませんので。

○6番（谷津田光治君） 取り消します。済みません。

○議長（佐々木清一君） いいですか。では、取り消しということで。

○6番（谷津田光治君） 勘違いでした。

○議長（佐々木清一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第70号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第70号は原案のとおり認定することに決定しました。

休議します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第71号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第71号 双葉町教育委員会委員の任命についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第71号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎諮問第2号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、諮問第2号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（佐々木清一君） 日程第10、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（佐々木清一君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成27年第3回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時03分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 羽 山 君 子

署名議員 白 岩 寿 夫